

官報号外

令和四年三月三十日

○第二百八回 参議院会議録第十一号

令和四年三月三十日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十一号

令和四年三月三十日

午前十時開議

第一 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 國際開發協会への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 令和九年に開催される國際園芸博覽会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件(衆議院送付)

第六 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第八 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

令和四年三月三十日 參議院会議録第十一号

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案
令和九年に開催される國際園芸博覽会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。本案に賛成の皆さん起立を認めます。

染症に関連した世界銀行グループの支援策、主要国による国際機関への資金拠出の動向等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。本案に賛成の皆さん起立を認めます。

その円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際園芸博覧会の開催の意義及び期待される効果、来場者数の見通し、開催に向けてのバリアフリーの取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案に賛成の皆さんのが起立を求めます。

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第四 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長徳茂雅之さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○徳茂雅之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と

結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化に鑑み、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対する規定を整備するほか、警察庁の組織について、サイバー警察局を設置する等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、国境を越えた重大サイバー事案への対応、重大サイバー事案の内容及び捜査等の在り方、国家公安委員会による警察庁の厳正な管理等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党的田村委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案に賛成の皆さんのが起立を求めます。

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の皆さんのが起立を求めます。

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。(拍手)

本案に賛成の皆さんのが起立を求めます。

○議長(山東昭子君) 日程第五 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長平木大作さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○平木大作君 ただいま議題となりました放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の令和四年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

収支予算においては、一般勘定事業収支は、事業収入、事業支出とも六千八百九十九億円の收支均衡としております。

また、事業計画においては、不偏不党、自主自衛を堅持し、正確な情報を公平公正に伝えるとともに、受信料の公平負担と制度の理解促進、グループ全体での業務の見直しやガバナンスの強化等に取り組むとしております。

なお、本件につきましては、総務大臣から、収支予算等の執行に当たっては、収支均衡を確保すること等を求める意見が付されております。

委員会におきましては、協会における経営改革の取組状況、国際報道や災害報道の在り方、受信料徴収の在り方、受信料の引下げと負担軽減策、不適切字幕問題への対応等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本維新的会を代表して柳ヶ瀬裕文理事、日本共産党を代表して伊藤岳委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議が付されておりま

す。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(山東昭子君) 日程第六 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

よつて、本件は承認することに決しました。

(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。

本件を承認することに賛成の皆さんのが起立を求めるものであります。

官 報 (号外)

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

次に、特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、特殊土壤地帯における対策事業を引き続き実施するため、現行法の有効期限を令和八年度末まで五年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長平口洋君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の皆さん起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第八 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長山田宏さん。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○山田宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新型コロナウイルス感染症による

雇用情勢及び雇用保険財政への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るため、雇い止めた。

よる離職者の基本手当の給付日数に係る特例等の期限を延長するとともに、労働者になろうとする者に関する情報を取り集めて行う募集情報等提供事業に係る届出制の創設等による事業運営の適正化の推進、雇用保険制度の安定的運営のための国庫負担の見直し及び雇用保険料率の暫定措置の見直し等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、失業等給付に係る新たな国庫繰入れ制度の実効性、求人情報等における的確表示の必要性、職業能力開発施策の在り方等について質疑を行なうとともに、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており

ます。

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしま

す。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案に賛成の皆さん起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十分散会

出席者は左のとおり。

議員 小川 昭子君 副議長 山東 昭子君

橋本 聖子君 三浦 靖君

岩本 剛人君 岩本 顕人君

元榮太一郎君 本田 頤人君

武田 良介君 岳君 岩渕 友君

清水 真人君 清水 真人君

山田 宏君 山田 宏君

芳賀 道也君 山添 拓君 吉良よし子君

足立 敏之君 そのだ修光君

大門 実紀史君 山下 雄平君 山下 雄平君

井上 哲士君 矢田わか子君 太田 房江君

紙 智子君 矢田わか子君 太田 房江君

伊藤 智子君 倉林 明子君 古賀友一郎君

浜野 喜史君 上田 清司君 長谷川 岳君

小池 晃君 上田 清司君 長谷川 岳君

足立 小林 喜史君 市田 忠義君 石井 浩郎君

足立 正夫君 下野 六太君 市田 忠義君 石井 浩郎君

小林 正夫君 下野 六太君 市田 忠義君 石井 浩郎君

伊藤 孝恵君 伸夫君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

伊藤 孝恵君 伸夫君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

磯崎 哲史君 三浦 信祐君 市田 忠義君 石井 浩郎君

伊藤 孝恵君 伸夫君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

伊藤 孝恵君 伸夫君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々木さやか君 竹内 真二君 市田 忠義君 石井 浩郎君

高橋 光男君 佐々

及び使用に関する特別措置法案(中島克仁君外十六名提出)(衆第二二一號)同日委員長から次の報告書が提出された。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(閣法第一五号)審査報告書

警察法の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)審査報告書

土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)審査報告書

雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)審査報告書

特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第一号)審査報告書

参議院議員羽田次郎君提出ロシアのウクライナ侵略を踏まえた日本政府によるウクライナ及びウクライナへの人道支援に関する質問に対する答弁書(第二九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員羽田次郎君提出ロシアのウクライナ侵略を踏まえた日本政府によるウクライナ及びウクライナへの人道支援に関する質問に対する質問に対する答弁書(第三〇号)

同日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく令和三年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。

審査報告書

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和四年三月二十五日

災害対策特別委員長 佐々木さやか
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、豪雪地帯の現状に鑑み、基本理念を定め、豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策の促進、財政上の措置等、幹線道路の交通の確保、命綱固定アンカーの設置の促進等、地域における除雪の安全確保等並びに克服する施策の促進、財政上の措置等、幹線道路の等を行うとともに、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例の期限並びに公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置の適用期限を十年間延長する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費としては、平年度約一億円が見込まれている。

附帯決議

豪雪地帯が人口の減少、高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に加えて気候変動による降雪の態様の変化等により困難な状況に直面していることに鑑み、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、地域における除排雪に係る体制の整備に当たっては、除雪機械の更新に配慮するとともに、除排雪に係る人材や事業者の確保、育成及び資質の向上が促進されるよう配慮すること。

二 年ごとに降雪量が大きく変化していることから、大雪・少雪にかかわらず、除排雪に必要な準備・執行を機動的に行えるよう、国は十分な予算措置を講ずること。

三 豪雪地帯の高齢者、障害者等が、その居住する住宅の除排雪について必要な支援を受けることができるよう配慮するとともに、日常生活において使用する道路、旅客施設、官公庁施設、学校・保育園や医療・福祉施設等を積雪時においても円滑に利用することができるよう配慮すること。

四 雪冷熱エネルギーの活用は、エネルギーの地産地消の推進及び脱炭素社会の実現を図る上で重要な役割を有していることに鑑み、その一層の促進に努めること。

五 総合的な雪情報システムについては、近年における降雪の態様の変化、情報通信技術の発達・普及等を踏まえ、降雪量に関する予測技術の向上など、その改善に努めるとともに、情報が効果的に発信され、年齢、障害の有無等にいかわらず全ての住民等に的確に伝達されるよう運用すること。

六 積雪期における複合災害への対応については、地震、津波等の自然災害に限らず、原子力災害への対応も含め、地域の特性に配慮した施策を策定し、確實に実施すること。

七 地域における除排雪の安全確保等のための交付金その他の措置については、豪雪地帯安全確

保緊急対策交付金等により、地域コミュニティによる持続可能な除排雪体制の確保、高齢者等要援護者世帯の住宅の除雪など、地域の実情に応じた対応ができるようとともに、十分な予算を安定的に確保すること。

八 近年における電気自動車等の次世代自動車の普及を踏まえ、大雪により車両の滞留が発生した場合における滞留車両への燃料供給、充電対応等の体制の整備に努めること。

九 克雪用水の確保のため、河川からの必要かつ十分な量の取水が円滑に行われるよう配慮するとともに、非灌漑期における農業用水の消雪への活用を図ること。

十 除雪効果を増大させるため、流雪溝の整備を促進すること。

十一 豪雪地帯対策の推進に当たっては、地方公共団体や地域住民の意見を聴取すること等により、地域の特性が施策に十分に反映されるよう努めること。

十二 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和四年三月十七日

衆議院議長 細田 博之

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

参議院議長 山東 昭子殿

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「はなだしい」を「甚だしい」に改め、「ついて」の下に「当該地域が人口の減少、高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に加えて気

候変動による降雪の態様の変化等により困難な状況に直面していることをも踏まえ)を加え、「改善」を「改善等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(基本理念)

第一条の二 豪雪地帯対策(豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により不利となつてゐる産業等の基礎条件の改善等に関する施策をいう。

以下同じ。)は、国土強靭化の觀点を踏まえて雪に強く、豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた克雪対策(克雪(積雪に関する諸問題を克服することをいう。第十三条の四の三において同じ。)のための対策をいう。)を充実させること及び親雪雪に親しむことをいう。又は利雪(雪を資源として有効に利用することをいう。第十三条の六において同じ。)の観点から豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を生かした取組を積極的に支援することにより、豪雪地帯における農業、林業その他の産業の振興及び地域の活性化並びに豪雪地帯の住民の生活及び生命の保護等を図ることを旨として、行わなければならぬ。

第一条第一項中「前条」を「第一条」に改める。

第三条第一項中「豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣つてゐる産業等の基礎条件の改善に関する施策(以下「豪雪地帯対策」という。)」を「豪雪地帯対策」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

(豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策の促進)

第六条の二 国及び地方公共団体は、基本計画及び道府県計画を定めるに当たつては、積雪期における交通の確保の困難性その他の豪雪地帯における地域の特性を踏まえた地震、津波等に係る。

る防災に関する施策を促進するものとなるよう適切な配慮をするものとする。

第十一條を次のように改める。

(財政上の措置等)

第十一條 国は、毎年度、予算で定めるところにより、基本計画の円滑な実施その他豪雪地帯対策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第十三條の二を第十三條の二の二とし、同条の次に次の二条を加える。

(命綱固定アンカーの設置の促進等)

第十三條の二の三 国及び地方公共団体は、除雪中の事故の発生を防止するため、既存の住宅等への命綱固定アンカー(命綱(転落を防止する

ためには装着する墜落制止用器具)に接続するロープをいう。以下この条において同じ。)の一端を固定するために建築物の屋根に堅固に固定された金具その他これに類する設備をいう。)の設置の促進及び命綱等の除雪の安全を確保するための装備の普及が図られるよう適切な配慮をするものとする。

第十三條の次に次の二条を加える。

(幹線道路の交通の確保)

第十三條の二 国及び地方公共団体は、短期間に集中的な降雪が生じた場合においても豪雪地帯における幹線道路の交通が確保されるよう、幹線道路に係る除雪の体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十三條の二の二を第十三條の二の二とし、同条の次に次の二条を加える。

(地域における除雪の安全確保等)

第十三條の四の二 国は、地域における持続可能な除雪の体制の整備の促進その他地域における除雪の安全を確保するための取組であつて豪雪地帯に係る地方公共団体が実施するものについて、当該地方公共団体に対する交付金の交付

付その他の必要な措置を講ずるものとする。(克雪に関する技術の開発及び普及)

第十三條の四の三 国及び地方公共団体は、除雪中の事故の発生を防止する等のため、克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

第十三條の六中「雪を資源として活用するための」を削る。

第十四條第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項及び第三項中「平成三十三年度」を「令和十三年度」に改める。

第百八十九号の一部を次のよう改正する。

附則第六項の表豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十五条规定の項目中「平成三十三年度」を「令和十三年度」に改める。

第百八十九号の一部を次のよう改正する。

付その他の必要な措置を講ずるものとする。併し、我が国が追加出資を行い得るよう所要の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴う国際開発協会への追加出資額は四千二百五億五千七百二十四万円である。

二、費用

付帶決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たつては、欧米や新興国等の国際情勢の変化及び我が国のかなり厳しい財政状況を踏まえ、加盟国の資金拠出の動向等に関する情報収集に努め、国会に適時適切に提供すること。

二、国際機関の活動や我が国貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開のより一層の充実に努めること。

三、国際機関に対する資金拠出が、援助需要に機動的に対応し、我が国のかなりの国際貢献として効果的かつ戦略的なものとなるよう、主要出資国としてふさわしいリーダーシップを發揮することにより、国際社会における我が国評価を高めるよう努めるとともに、資金の使途や事業の成果について十分な検証と必要な見直しを行うこと。

四、国際機関への出資割合に見合つた我が国国際貢献機会を確保する観点から、世界銀行グループを含む国際機関において日本人職員の登用機会を広げる活動をより進め、有能な人材が円滑に採用されるよう、主要出資国にふさわしい枢要なポスト獲得に更に尽力すること。

| |
|--|
| <p>五 開発途上国の抱える債務問題が深刻化する中、国際開発協会など世界銀行グループにおいても債務国における借入先や借入額等の債務データを的確に把握することが重要であることから、債権国間で当該債務データの共有を促進していくとともに、債務国が適切な債務管理を行い、返済能力に応じた借入れが実施されて債務の持続可能性が確保できるよう、各加盟国に対し積極的に働きかけていくこと。</p> <p>右決議する。</p> |
|--|

| |
|---|
| <p>国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。</p> <p>令和四年三月十五日</p> <p>衆議院議長 細田 博之</p> <p>参議院議長 山東 昭子殿</p> <p>国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。</p> <p>令和四年三月十五日</p> <p>衆議院議長 細田 博之</p> <p>参議院議長 山東 昭子殿</p> |
|---|

| |
|--|
| <p>一 費用</p> <p>本法律施行のため、令和四年度一般会計予算（国土交通省所管及び農林水産省所管）において、国際博覽会事業費補助金として、それぞれ八千三百四十万円が計上されている。</p> <p>国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十五年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条に次の二項を加える。</p> <p>前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千二百五億五千七百二十四万円の範囲内において、出資することができる。</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>参議院議長 山東 昭子殿</p> <p>衆議院議長 細田 博之</p> <p>国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十五年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条に次の二項を加える。</p> <p>前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千二百五億五千七百二十四万円の範囲内において、出資することができる。</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>参議院議長 山東 昭子殿</p> <p>衆議院議長 細田 博之</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>審査報告書</p> <p>令和九年に開催される国際園芸博覽会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案</p> <p>右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>令和四年三月二十九日</p> <p>参議院議長 山東 昭子殿</p> <p>国土交通委員長 斎藤 嘉隆</p> <p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、令和九年に開催される国際園芸博覽会が国家的に重要な意義を有することに鑑み、博覽会の円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覽会協会の指定等について定めるとともに、國の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めれる。</p> <p>二、費用</p> <p>本法律施行のため、令和四年度一般会計予算（国土交通省所管及び農林水産省所管）において、国際博覽会事業費補助金として、それぞれ八千三百四十万円が計上されている。</p> <p>国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十五年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条に次の二項を加える。</p> <p>前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千二百五億五千七百二十四万円の範囲内において、出資することができる。</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>参議院議長 山東 昭子殿</p> <p>衆議院議長 細田 博之</p> <p>国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十五年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条に次の二項を加える。</p> <p>前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千二百五億五千七百二十四万円の範囲内において、出資することができる。</p> <p>この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>参議院議長 山東 昭子殿</p> <p>衆議院議長 細田 博之</p> |
|--|

支予算書を主務大臣に提出しなければならない。

3 博覧会協会は、毎事業年度、主務省令で定めることにより、博覧会業務に係る事業報告書及び收支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、主務大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第六条 博覧会協会は、役員を選任し、又は解任したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(博覧会協会の役員及び職員の地位)

第七条 博覧会協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第八条 主務大臣は、博覧会業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、博覧会協会に対し、博覧会業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、博覧会協会の事務所、博覧会の会場その他必要な場所に立ち入り、博覧会業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第九条 主務大臣は、この章の規定を施行するため必要な限度において、博覧会協会に対し、博覧会業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十条 主務大臣は、博覧会協会が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 博覧会業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

3 第一項の規定により指定を取り消された場合における博覧会業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

第三章 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置

第一節 国の補助

第十一条 国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができること。

第二節 国有財産の無償使用

第十二条 国は、政令で定めるところにより、博覧会協会が博覧会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第一条に規定する国有財産(昭和二年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産を、博覧会協会に対し、無償で使用させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(例)

第十三条 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項

に規定するものほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てるることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、博覧会協会を同項の団体と

みなして、同法の規定を適用する。

第四節 博覧会協会への国の職員の派遣

(博覧会協会による派遣の要請)

第十四条 博覧会協会は、博覧会業務のうち、国際博覧会に関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整、博覧会の会場その他の施設の警備に関する計画及び博覧会への参加者その他の関係者の輸送に関する計画の作成、海外からの賓客の接遇その他の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの(以下「特定業務」という。)を円滑かつ効果的に行うため、國の職員(國家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員(法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の職員その他人事院規則で定める職員を除く。)をいう。以下同じ。)を博覧会協会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者(国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その派遣を要請することができること。

2 前項の規定による要請の手続は、人事院規則で定める。

3 第一項の規定による要請の手續は、人事院規則で定める。

4 任命権者は、第一項の取決めの内容を変更しようとするときは、当該国(の)職員の同意を得なければならぬ。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えることができない。この場合においては、第二項の期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、任命権者は、当該国(の)職員の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

6 第一項の規定により博覧会協会において特定業務を行う國の職員は、その派遣の期間中、その同意に係る同項の取決めに定められた内容に従つて、博覧会協会において特定業務を行うものとする。

7 第一項の規定により派遣された國の職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、

| |
|---|
| 8 第一項の規定による国の職員の特定業務への従事については、国家公務員法第百四条の規定は、適用しない。 |
| （職務への復帰） |
| 第十六条 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。 |
| 2 任命権者は、派遣職員が博覧会協会における職員の地位を失った場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その派遣を継続することができない又は適当ないと認めるときは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰させなければならない。 |
| （派遣期間中の給与等） |
| 第十七条 任命権者は、博覧会協会との間で第十五条第一項の取決めをするに当たつては、同項の規定により派遣される國の職員が博覧会協会から受けける特定業務に係る報酬等について、当該國の職員がその派遣前に従事していた職務及び博覧会協会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならぬ。 |
| 2 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、博覧会協会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、博覧会協会から受けける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。 |
| 3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七 |

| |
|--|
| （国家公務員共済組合法の特例） |
| 第十八条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号。以下この条において「国共済法」という。）第三十九条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定（国共済法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、派遣職員には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が派遣職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そ |
| のなつた日の前日に退職（国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、派遣職員が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用について、当該職員が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける場合を含む。以下この項において同じ。）とあるのは、「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。」とあるのは、「及び同条第五項」と、「同条第五項」とあるのは、「（同項）と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは、「博覧会協会及び国」とする。 |
| 2 派遣職員に関する国共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、博覧会協会における特定業務を公務とみなす。 |
| 3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。 |
| 4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用について、は、そのなつた日に職員となつたものとみなす。 |

| |
|--|
| （子育て支援法の特例） |
| 第十九条 派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、博覧会協会を同法第六十九条第一項第四号に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員と、国共済法第九十九条第一項中「（同号）と、「第三号」と、「当該各号」とあるのは、「（同号）と、「及び国、負担金」とあるのは |
| 「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案」の適用を受ける者である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則で定めたとおりである。 |
| （国家公務員共済組合法等の適用関係等についての政令への委任） |
| 第二十条 この法律に定めるもののほか、派遣職 |

官 報 (号 外)

三 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等に関する国民からの苦情申出に対しても真摯に対応すること。また、国家公安委員会に対する苦情申出制度については、国民に十分周知するとともに、苦情申出に適切・迅速に対応できる体制を整備すること。さらに、電子メール等の活用を含め、苦情申出を行いやすくするため、制度の内容や運用の見直しについても積極的に検討し、必要な措置を講ずること。

四 重大サイバー事案の対象となる重要インフラ等については、具体的かつ明確に示すとともに、今後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、不斷に見直すこと。

五 国境を越えた重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等を効果的に行うため、諸外国及び国際機関との緊密な協力関係を構築するとともに、国際共同捜査に積極的に参画すること。

六 サイバー事案に適確に対処するため、警察庁及び都道府県警察において、高度専門人材を十分に育成・確保するとともに、民間の技術や知識も活用すること。なお、民間の技術や知識の活用に当たっては、捜査情報等が漏えいするとのないよう情報管理を徹底すること。

七 サイバー警察局及びサイバー特別捜査隊の創設に当たっては、サイバー事案に係る犯罪に関する都道府県警察の捜査能力が低下することのないよう配慮するとともに、都道府県警察の捜査能力を更に向上させるため、必要な措置を講ずること。

八 サイバー事案に係る犯罪を未然に防止するともに被害を最小化するため、犯罪の手口及び対処技術について関係省庁、都道府県警察、事業者等との情報共有を行うこと。

警察法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可

た。

よつて国会法第六十三條により送付する。

參議院議長
衆議院議長
山東 昭子殿
細田 博之

警察法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律 警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）の一部

次のように改正する。

ハに掲げるものを除く。)」を加え、同号に次の

ハ サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基盤法)第2章

リティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティを

いうのが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、

身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案(以下こ

の号及び第二十五条第一号において「サイバー事案」という。)のうち次のいずれかに

該当するもの（第十六号及び第六十一条の三において「重大サイバー事案」という。）

(1) 次に掲げる事務又は事業の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれのある

i) 事案　国又は地方公共団体の重要な情報の

(1) 国及び地方公共団体の重要な情報の
管理又は重要な情報システムの運用に
関する事務

(n) 関する事務
国民生活及び経済活動の基盤であつ

て、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な

令和四年三月三十日 参議院会議録第十一号 警察法の一部を改正する法律案

第五条第四項第十六号に掲げるものに係る事務に関する必要な職務を行ふ警察庁の警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該職務に必要な限度で職権を行うものとする。

第七十九条第一項中「職員」の下に「第六十一条の三第四項に規定する都道府県警察の警察官を除く。」を加え、同条第二項中「は、前項」を「又は国家公安委員会は、前二項」に改め、同項第一号中「都道府県警察」を「警察」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第六十四条第一項に規定する警察庁の警察官及び第六十一条の三第四項に規定する都道府県警察の警察官の当該職務執行について苦情がある者は、国家公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

(旅行業)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

第一項の規定にかかわらず、給付の原因である災害が、次に掲げる警察官に協力援助をしたに改め 同条第三項を次のように改め る。

〔第十四条第三項中「前二項」を「警察署長官が其の助に必要な証拠の収集を終えたとき又は前項の規定により証拠に、「これを「収集した証拠又は送付を受けた証拠」に改める。〕

第十八条第一項第一号中「認める」の下に「警察署又は「を加え、同条第八項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

第七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機関が前条の指示を受けた場合においては、機関長官は、機関の司法警察員に前項の处分をさせなければならない。

第三条 国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第六条中「認める」の下に「警察庁又は」を加え、「関係書類を送付して」を削り、同条に後段として次のように加える。

る指示により警察庁に派遣された警察官
二一 警察法第七十三条第三項の規定により同
条第一項の布告区域(同条第二項の規定により
より布告区域以外の区域に派遣された場合
における当該区域を含む)に派遣され当該
区域内において職務を行つた警察官

たことに起因するものについては、国がその給付を行うものとする。

の規定に基づき、承認を求めるの件においては、警察庁長官は、警察官

要領書

本件は、放送法第七十条第一項の規定に基づき、日本放送協会の令和四年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの収支予算等によれば、一般勘定事業収支については、受信料収入の確保と構造改革による支出規模の圧縮に取り組み、事業収入、事業支出とも六千八百九十億円の収支均衡をしている。

第四条　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「認める」の下に「警察庁又は」を加え、「関係書類を送付して」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県警察に対して指示を行うときは、当該都道府県警察に関係

第八条中「同条第一項」の下に「及び第三項」を
加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。
第十条第三項中「前項」を「警察庁長官が協
力する必要性を認めた又はそのことを認めたときは(前項)
」

規定により、「これを「收集した証拠又は送付を受けた証拠」に改める。

第五十二条第一項第一号中「認める」の下に
警察署又はを加え、同条第二項中「第八項」を
第九項に、「同条第七項」を「同条第八項」に改
め、「同条第六項」の下に「及び第七項」を加え

審査報告書
放送法第七十条第一項の規定に基づき、承認
を求めるの件
右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

右は多數をもつて承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

參議院議長　山東　昭子殿　總務委員長　平木　大作

100

附帯決議

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、眞実に迫るための最善の努力を不斷に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。

また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表すること。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地方から公平に代表されることを考慮するとともに、女性委員の比率を引き上げることなどにより、多様な意見が反映されるよう、幅広く選任するべく努めること。

三、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実に果たすよう、権限を行使すること。その際、放送番組は何人からも干渉され、又は規律されることがないことを規定した、放送法第三条の放送番組編集の自由を十分理解し、その自由を侵害する行為はもとより、侵害を疑われる

行為を絶対に行わないこと。

また、協会は、国民・視聴者からの受信料での運営が行われることを深く認識し、その運営について、放送法を遵守し、情報の十分な開示・説明を行うこと。特に、経営委員会及び理事会等における業務・経営等についての意思決定過程を明らかにするため、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則としてこれを公表すること。

四、協会は、関連団体を含めた不祥事に対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、再発防止策の確実な実施等を組織一體となって行うことにより、信頼回復に全力を尽くすこと。

五、政府及び協会は、放送と通信の融合の更なる進展の中、公共放送の在り方及び受信料の在り方について、引き続き真摯に検討を行うこと。

また、その結果を踏まえ、政府は、所要の措置を講ずるとともに、協会は、新しい社会と技術に対応した公共メディアとしての経営ビジョンを構築すること。

六、協会は、繰越金や以後の事業収支見通しと新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を踏まえ、国民・視聴者の負担軽減に資するよう、中期経営計画で示した受信料の引下げの内容を早期に具体化するとともに、受信料の支払いが困難となつた者について、支払いの猶予等の対応を適切に行なうほか、受信料减免の拡大について引き続き検討すること。

また、受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信料制度は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識

した上で、訪問によらない営業への移行による関係者に対する影響等に十分留意しつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めるここと。

七、協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画」の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

八、協会は、グループとしてのガバナンスを不斷に強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

九、協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務を行うに際しては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、社会実証の結果や民間放送事業者等の見解に十分留意しつつ、関係者間での情報共有及び連携を図り、適正な規模・水準の下、節度をもつて適切に実施すること。

十、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十一、協会は、激動する国際情勢や新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性とともに、在外邦人に的確な情報が提供されるよ

う、国際放送及び海外発信の一層の充実を図ること。特に、外国人向けテレビ国際放送については、番組内容の充実、国内外における認知度の向上等に努めること。

十二、協会は、相次ぐ自然災害や新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図るとともに、正しい情報を国民・視聴者に伝達し、その予防・拡大防止に寄与するよう万全を期すこと。

十三、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、「デジタル・ディバイド」を解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

十四、協会は、ハラスメント防止の取組を一層促進するとともに、過去に記者が過労で亡くなつた事実等を踏まえ、過労死の再発防止のため、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と労働環境改善に全力で取り組むこと。

また、障がい者の雇用率の一層の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和四年三月二十五日

参議院議長 山東 昭子殿

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求める件
放送法第70条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会令和4年度収支予算、事業計画及び資金計
画について、国会の承認を求める。

日本放送協会令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画

令和4年度収支予算

予算総則

日本放送協会(以下、「協会」という。)の令和4年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支
予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約
種別及び別表第3に掲げる支払区分に応じ、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区
域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第5に掲げるとおりと
する。

2 前項の規定にかかわらず、別表第6に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第3に
掲げる支払区分のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法によ
り一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第6に掲げる額を減することとする。
ただし、次項の規定による場合を除く。また、第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、対象となる
契約を締結した者が支払う場合は、別表第4に掲げる継続振込等の額からその半額を減じ、さら
に別表第6に掲げる額を減ずることとする。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を
締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第3に掲げる支払区分のうち
、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7
に掲げる額を減ずることとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重
ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料
の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第3
に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その放送受信契
約者はその者と生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第
3に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約につ
いて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で
必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残
額

りのそれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の
議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手
当・厚生費と相互に流用する場合には、他の員と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の
額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に、事業計画の実
施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は
他の員の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他
の項の間で相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充て
るため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができ
る。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の
議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設
備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に
比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算におい
て予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するとき
は、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収
支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その
増加額は、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善に充て
ることができる。

第11条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額
は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てができる。

第12条 業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調
査研究等に関係ある経費の支出に充てができる。

別表第1

令和4年度收支予算書

(一般勘定)

| (単位 千円) | 資 本 収 入 | 款 | 項 | 金額 |
|------------|---------|---|---|------------|
| | | | | 87,352,000 |

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は6,844億251万1千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は6,843億451万1千円であり、経常収支差金は9,800万円である。

| | | (事業収支) | |
|--------|---|-------------|-----------|
| | | (単位 千円) | |
| | 款 | 項 | 金額 |
| 事業収入 | | | |
| | | 放送番組等有料配信収入 | 4,679,135 |
| 事業支出 | | | |
| | | 放送番組等有料配信費 | 2,759,063 |
| | | 広報費 | 2,564,240 |
| | | 給与費 | 29,423 |
| | | 職手当 | 86,863 |
| | | 退職手当 | 34,607 |
| | | 厚生費 | 41,430 |
| | | 共済費 | 2,500 |
| 事業収支差金 | | | 1,920,072 |

報 (号外)

(資本収支)

| | | (単位 千円) | |
|-------------|-------------------|---------|---|
| 款 | 項 | 金 | 額 |
| 資 本 収 入 | | 2,500 | |
| | 減 値 償 却 資 金 受 入 れ | 2,500 | |
| 資 本 支 出 | | 2,500 | |
| | 建 設 費 | 2,500 | |
| 資 本 収 支 差 金 | | — | |

事業収支差金19億2,007万2千円を含む令和4年度末の繰越不足△17億2,716万9千円について
は、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんする。

(受託業務等勘定)

| (事業収支) | | (単位 千円) | |
|-------------|---------------|-----------|---|
| 款 | 項 | 金 | 額 |
| 事 業 収 入 | | 1,124,041 | |
| | 受 託 業 務 等 収 入 | 1,124,041 | |
| 事 業 支 出 | | 936,796 | |
| | 受 託 業 務 等 費 | 936,796 | |
| 事 業 収 支 差 金 | | 187,245 | |

事業収支差金1億8,724万5千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別

| 地 上 契 約 | | 衛 星 契 約 | |
|---------|--|---------|-----------------------------------|
| | 地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約 | | 衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約 |
| 特 别 契 約 | 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約 | | |

(外) 帳 書

別表第3 支払区分

| | |
|-------------------|--|
| 口 座 振 替 | 協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払 |
| クレジットカード等 繼 続 振 払 | 協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払 |
| 継 続 振 込 | 協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して振込むことによって行う支払 |
| その他の支払方法 | 協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払 |
| | 重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払 |

別表第4 受信料額(消費税込額)

| 契 約 種 别 | 支 払 区 分 | 月 | 額 |
|---------|-----------|---------|---------|
| 地 上 契 約 | 口座・クレジット | 1,225円 | 7,015円 |
| | 継 続 振 込 等 | 1,275円 | 7,300円 |
| 衛 星 契 約 | 口座・クレジット | 2,170円 | 12,430円 |
| | 継 続 振 込 等 | 2,220円 | 12,715円 |
| 特 別 契 約 | 口座・クレジット | 955円 | 5,475円 |
| | 継 続 振 込 等 | 1,005円 | 5,760円 |
| | | 11,205円 | |

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは別表第3に掲げる継続振込又はその他の支払方法をいう。

予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。
なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず、継続振込等の額とする。

別表第5 受信料額(沖縄県)(消費税込額)

| 契 約 種 别 | 支 払 区 分 | 月 | 額 |
|---------|-----------|--------|--------|
| 地 上 契 約 | 口座・クレジット | 1,075円 | 6,165円 |
| | 継 続 振 込 等 | 1,125円 | 6,450円 |

| | | | | |
|------|----------|--------|---------|---------|
| 衛星契約 | 口座・クレジット | 2,020円 | 11,580円 | 22,530円 |
| | 継続振込等 | 2,070円 | 11,865円 | 23,090円 |

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは別表第3に掲げる継続振込又はその他の支払方法をいう。

予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず

継続振込等の額とする。

別表第6 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)

| 契約種別ごとの契約件数 | 契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減する月額 | | |
|-------------|--------------------------|------|--|
| | 衛星契約 | 特別契約 | |
| 10件以上 | 300円 | 90円 | |

衛星契約又は特別契約の契約件数が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が8件若しくは9件(沖縄県の区域においては7件(6か月前払額又は12か月前払額である場合に限る。)、8件又は9件とする。)である場合又は特別契約の契約件数が9件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。(契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。)

別表第7 団体一括支払における割引額(消費税込額)

| 契約種別 | 割引額 |
|------|-------------------------------|
| 衛星契約 | すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額 200円 |

令和4年度事業計画

1 計画概説

経営計画の2年目にあたる令和4年度は、令和5年度の受信料値下げと衛星波の1波削減に向けた構造改革を迅速かつ着実に実行し、スリムで強靭な「新しいNHK」に向けた取り組みを強化する。

新型コロナウイルスの感染拡大で、日本社会全体が大きな影響を受ける中、事業運営にあたっては、受信料で成り立つ公共メディアとして、健全な民主主義の発展に貢献し、信頼される情報の社会的基盤の役割を果していく。不偏不党、自主自律を堅持し、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を擧げるとともに、多様で質の高いコンテンツを合理的なコストで、最適な媒体で届ける。また、日本を積極的に世界へ発信し、様々な分野で国際社会との相互理解を促進するとともに、地域の課題や情報を広く発信して地域の発展に一層貢献するほか、エニバーサル放送・サービスの充実にも取り組む。

インターネット活用業務は、実施基準に示した費用の範囲の中で、国内及び国際向けコンテンツを効果的に提供するとともに、インターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため、社会実証を実施する。

協会の主たる財源である受信料については、訪問によらない効率的な営業活動を一層推進し、營業経費を削減することともに、公平負担と受信料制度の理解促進に取り組み、事業運営に必要な収入を確保する。

NHKグループ全体で業務の見直しやガバナンスの強化を図るとともに、働く一人ひとりの創造性を最大化する人事制度改革を加速させるなど、効率的で持続可能な組織の実現に向けた取り組みを強化する。また、老朽化した東京・渋谷の放送センターや地域放送会館の建替えを着実に推進していく。

なお、インターネット活用業務は、放送法に基づき策定し総務大臣に届け出るとともに公表する実施計画にのっとり実施する。

(1) 放送センター建替えを進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備及び地域放送会館の整備等を行う。

(2) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、判断のよりどころとなる情報の社会的基盤の役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、第26回参議院議員通常選挙やテレビジョン放送開始70年関連番組の放送を実施する。

(3) 國際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに、効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。

(4) 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番

五 叫印 聰

| | |
|--|---|
| <p>組織等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適宜対応しながら、信頼される情報の社会的基盤としての役割を果たしていくために、インターネットならではの特性を生かして、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。</p> <p>(5) 國際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。</p> <p>(6) 受信料の公平負担と経費削減の両立に向けて、契約・収納活動の抜本的な構造改革を推進し、巡回訪問営業から、訪問によらない営業を主軸とした業務モデルへ転換するとともに、受信料制度の理解促進を図ることで、支払率の維持及び受信料収入の確保に努める。</p> <p>(7) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。</p> <p>(8) グループガバナンスの強化に向けて、子会社への株式の集約等のために必要な出資を行う。</p> <p>(9) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。</p> <p>(10) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。</p> <p>(11) 人事制度改革を推進するとともに、受信料の価値を最大化するため、効率的な業務体制の確立や、視聴者コミュニケーション改革、グループ全体でのガバナンスの強化等を進める。</p> | <p>局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。これらに要する経費は、38億7,000万円である。</p> <p>(4) 放送会館整備計画 佐賀、富山、松江、高知、津、函館及び和歌山の放送会館の整備等を進める。放送センターの建替えについては、第1期の建設工事及び放送設備整備を実施する。</p> <p>(5) 放送番組設備整備計画 緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。これらに要する経費は、138億2,000万円である。</p> <p>(6) 研究施設・一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。これらに要する経費は、237億9,000万円である。</p> <p>(7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、4億9,000万円である。</p> |
| <p>2 建設計画 (1) 新放送・衛星放送施設整備計画 これらに要する経費は、1億1,000万円である。</p> <p>(2) テレビジョン放送網整備計画 テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。</p> <p>これらに要する経費は、138億5,000万円である。</p> <p>(3) ラジオ放送網整備計画 外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送</p> | <p>局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。</p> <p>(4) 放送会館整備計画 佐賀、富山、松江、高知、津、函館及び和歌山の放送会館の整備等を進める。放送センターの建替えについては、第1期の建設工事及び放送設備整備を実施する。</p> <p>(5) 放送番組設備整備計画 緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。これらに要する経費は、138億2,000万円である。</p> <p>(6) 研究施設・一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。これらに要する経費は、237億9,000万円である。</p> <p>(7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、4億9,000万円である。</p> <p>3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア 番組関係 (ア) 地上テレビジョン放送 総合テレビジョンは、信頼される情報の社会的基盤の役割を果たすため、正確・迅速かつ公平・公正で社会の指針となるニュースや、文化・娛樂・スポーツ等の多彩な番組を編成する。全国ネットワークの強みを生かし、地域サービスの向上を図る。また、様々な手法で社会的な課題の解決に取り組むキャンペーンを開催する。放送時間は、1日24時間を基本とする。</p> <p>教育テレビジョンは、子供から大人まで、人生100年時代の教育放送として、幅広い世代に向けた教育、福祉、教養、趣味、実用等、多彩な番組を編成し、番組とインターネットの連携強化、配信コンテンツの充実、家庭での学習を意識した番組の開発等、学びの機会を広げる。また誰もが楽しめるユニークな放送・サービスをより充実させ、共生社会の実現を目指す。このほか、定期的なマルチ編成を行う。放送時間は、1日19時間を基本とする。</p> <p>(イ) 衛星テレビジョン放送 BS1は、ライブ感あふれる情報チャンネルとして、スポーツ、国際、ドキュメンタリー、地域の各分野を充実させ、視聴者の関心にこたえる。東京オリエンピック・パラリンピックを通じて得られた知見や成果を継承し、新しいスポーツ番組の開発を行うとともに、</p> |

スポーツを通した共生社会の実現を目指す番組にも注力する。また、地域関連番組にも力を入れ、豊かな日本の魅力を発信することに、地域固有の課題を広く伝える。このほか、マルチ編成を活用した放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

B S プレミアムは、自然、文化、歴史、芸術、趣味、ドラマ等、様々なジャンルの番組を編成し、格別な満足感を得られるチャンネルを目指す。放送時間は、1日24時間を基本とする。

B S 4 Kは、機動力と高画質の魅力を生かした幅広いジャンルの番組を提供し、超高精細映像チャンネルの先導的な役割を果たす。また、2 Kと4 Kの一体制作を進めるとともに、良質なアーカイブ映像の4 Kリマスターを推進する。放送時間は、1日18時間を基本とする。

B S 8 Kは、世界最先端のメディアとして、未知なる映像文化を切り開く番組を提供する。未来に残すべき文化財や芸術を最高水準の映像で録音・録画し、社会貢献の役割を果たすことにも、8 Kの特性を生かした臨場感あふれる中継にも取り組み、最高水準の放送サービスの実現に寄与する。放送時間は、1日12時間10分を基本とする。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、安全・安心を担う音声基幹波として、命と暮らしを守る情報を伝える。また、多様なジャンルの番組をバランスよく提供し、様々な世代の聴取者に支持されるよう編成するとともに、インターネットラジオを中心的に積極的にデジタル展開を推進する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

ラジオ第2放送は、生涯学習波として、語学番組や学校放送番組等の教育番組、教養番組等、多様な知的欲求にこたえる番組を編成するとともに、多言語によるニュースを提供し、加速する国際化に対応する。また、インターネットとの連携によりいつでもどこでも学べる機会を提供する。放送時間は、1日19時間を基本とする。

F M放送は、音楽・芸能を中心文化・教養まで幅広く、聴取者の興味や関心にこたえる専門的な番組を編成する。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送とも連携して機動的な編成を行う。放送時間は、1日24時間を基本とする。

(エ) 地域放送

地域放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送するとともに、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間40分、F M放送で1日1時間20分を基本とする。

(オ) 補完放送

データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、B S 1、B S プレミアムの各波で

実施し、安全・安心情報を充実することも、各波の特色に合わせたコンテンツを開拓する。

テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や地震・津波情報等を提供する。

(カ) 放送番組の提供等

放送番組の提供について、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体及び伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作2,273億5,030万5千円、番組の編成企画等に210億9,735万2千円で、総額2,484億4,765万7千円である。

イ 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額703億1,891万5千円である。

以上により、国内放送費総額は、3,187億6,657万2千円となる。

(2) 国際放送

国際放送は、正確で公平・公正な情報をテレビジョン及びラジオを通じて発信し、日本とアジアを中心に世界の情勢を幅広い人々へ伝える。

外国人向けテレビジョン国際放送では、新型コロナウイルス感染症により社会のあり方や価値観の変化が進む日本の姿を、ニュースと番組の両面で世界に伝える。世界で関心の高いグローバルな課題を取り上げるとともに、新たな聴取者を引き付ける番組開発にも取り組み、世界で一層信頼され親しまれるメディアを目指す。また、国内放送と連携したN H Kならではの良質な番組の発信を推進するとともに、災害時等の緊急報道では、総合テレビジョン放送と連携し、訪日・在留外国人に向けた安全・安心を支える情報を発信する。あわせて、受信環境の整備を行い、視聴できる地域の拡大に努めるとともに、国内外で外国人向けテレビジョン国際放送の認知向上のため広報活動を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュース・情報番組を通じて、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事

(外) 報 告

- (3) 国内放送番組等配信
- 人々の命と暮らしを守るためにニュースや防災情報の発信を強化することともに、深い番組理解につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。
- 地上テレビジョン常時同時配信と地上テレビジョン見逃し番組配信サービスを提供し、放送番組の視聴機会の拡大を図る。また、地方向けに放送された番組の一部を全国に向けて提供する。ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びFM放送の放送番組の同時配信と聞き逃し番組配信サービスを行う。
- 地上及びBS1、BSプレミアム各波のハイブリッドキャストやBS4K及びBS8Kのデータサービス等を通じて、インターネットに接続されたテレビジョン受信機に向けたサービスを行う。
- 放送と通信の融合が進む中で、協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため、放送番組等の提供を伴う社会実証を実施する。
- このほか、他の放送事業者が行う配信業務に協力するよう努める。
- これらに要する経費は、総額118億4,096万9千円となる。
- (4) 國際放送番組等配信
- 外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信と既放送番組の配信、在外邦人向けテレビジョン国際放送の一部放送番組の同時配信と見逃し番組配信、国際放送の番組の理解増進情報の提供を行う。
- アプリケーションやウェブサイトの改良に取り組み、災害時のインターネット発信をさらに充実させる。また、ソーシャルネットワーキングサービスを活用した発信を強化するとともに、自動翻訳技術による字幕を付与した放送番組を同時配信するなど、多言語によるサービスの充実を図る。
- これらに要する経費は、総額26億3,045万6千円となる。
- (5) 契約取扱
- 受信料の公平負担と経費削減の両立に向けて、契約・取扱活動の抜本的な構造改革を推進し、巡回訪問営業から、訪問によらない営業を主軸とした業務モデルへ転換するとともに、受信料制
- (6) 受信対策
- 良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。
- これらに要する経費は、総額7億9,545万1千円となる。
- (7) 広報
- 視聴者との結び付きを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共メディアや受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。
- これらに要する経費は、総額64億7,489万4千円となる。
- (8) 調査研究
- 放送技術の研究については、新たな視聴体験ができる未来のメディア技術の研究開発を行う。また、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対応する技術の研究開発等を行う。
- 放送番組の研究については、社会・政治・生活に関する世論調査やコンテンツへの多様な接触を把握する調査を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。
- これらに要する経費は、総額15億1,710万円となる。
- (9) 給与
- 給与については、業務改革を一層推進し、引き続き適正化に努める。公共メディアの役割を果たし、「新しいNHK」を追求する要員体制を確保する。
- これに要する経費は、総額1,134億4,597万3千円となる。
- (10) 退職手当及び福利厚生
- 退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額507億696万6千円となる。
- (11) 共通管理
- 共通管理については、管理間接業務の見直しによる減等により、総額185億3,904万円となる。
- (12) 有料インターネット活用業務
- 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。
- このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。
- これらに係る収入は46億7,913万5千円、支出は27億5,906万3千円である。
- (13) 受託業務等
- 受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。
- これらに係る収入は11億2,404万1千円、支出は9億3,679万6千円である。

(14) 人事制度改革及び受信料の価値を最大化するためのマネジメント施策の推進

組織の機能を最大限發揮するための改革を実施し、ダイバーシティの推進や人材の育成等に取り組むほか、デジタルトランスフォーメーションによる業務改革を積極的に進めるなど、新たなワークスタイルへの進化に向けた取り組みを進めます。

また、経営資源を放送・サービスに集中し、合理的なコストによる効率的な業務体制を確立し、コンプライアンス及びリスクマネジメントの推進に取り組むとともに、グループ全体での「新しいNHKらしさの追求」に向けた体制構築とガバナンスの強化を行います。あわせて、契約者との結びつきの強化や満足度を高める視聴者コミュニケーション改革に取り組み、経営計画について客観的なデータに基づいた改革・改善の進捗管理を行う。

4 受信料契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

| 区 | 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増減 |
|-------------------|---|------------|------------|-----------|
| 年 度 初 頭 契 約 件 数 | | 19,509,000 | 19,619,000 | △ 110,000 |
| 年 度 内 新 規 契 約 件 数 | | 980,000 | 1,040,000 | △ 60,000 |
| 年 度 内 解 約 件 数 | | 1,120,000 | 1,150,000 | △ 30,000 |
| 年 度 内 増 加 契 約 件 数 | △ | 140,000 | 110,000 | △ 30,000 |
| 年 度 未 契 約 件 数 | | 19,369,000 | 19,509,000 | △ 140,000 |

イ 受信料免除見込件数

| 区 | 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増減 |
|-------------------|---|------------|--------|---------|
| 年 度 初 頭 契 約 件 数 | | 19,509,000 | 14,000 | 13,000 |
| 年 度 内 新 規 契 約 件 数 | | 0 | 1,000 | △ 1,000 |
| 年 度 内 解 約 件 数 | | 0 | 0 | 0 |
| 年 度 未 契 約 件 数 | | 14,000 | 14,000 | △ 1,000 |

(参考1)

有料契約見込総数

| 区 | 分 | 地上契約 | 衛星契約 | 特別契約 | 合計 |
|-------------------|---|------------|------------|--------|--------------|
| 年 度 初 頭 契 約 件 数 | | 19,509,000 | 22,070,000 | 14,000 | 41,593,000 |
| 年 度 内 増 加 契 約 件 数 | △ | 140,000 | 40,000 | 0 | △ 100,000 |
| 年 度 未 契 約 件 数 | | 19,369,000 | 22,110,000 | 14,000 | △ 41,493,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区 | 分 | 地上契約 | 衛星契約 | 合計 |
|-------------------|---|---------|---------|---------|
| 年 度 初 頭 契 約 件 数 | | 204,000 | 150,000 | 354,000 |
| 年 度 内 増 加 契 約 件 数 | | 1,000 | 1,000 | 2,000 |
| 年 度 未 契 約 件 数 | | 205,000 | 151,000 | 356,000 |

(参考2)

支払区分別受信契約件数

| 区 | 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増減 |
|-------------------|---|------------|------------|----------|
| 年 度 初 頭 契 約 件 数 | | 22,070,000 | 22,061,000 | 9,000 |
| 年 度 内 新 規 契 約 件 数 | | 720,000 | 719,000 | 1,000 |
| 年 度 内 解 約 件 数 | | 680,000 | 710,000 | △ 30,000 |
| 年 度 内 増 加 契 約 件 数 | | 40,000 | 9,000 | 31,000 |
| 年 度 未 契 約 件 数 | | 22,110,000 | 22,070,000 | 40,000 |

(1) 地上契約

| 区 | 分 | 口座振替 | クレジット等継続 | 継続振込 | その他 | 合計 |
|-----------------|---|------------|-----------|-----------|---------|------------|
| 年 度 初 頭 契 約 件 数 | | 12,525,000 | 3,843,000 | 2,392,000 | 749,000 | 19,509,000 |

(外) 証 明

| | | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|---------|------------|
| 年度内増加契約件数 | △ 260,000 | 40,000 | △ 20,000 | 100,000 | △ 140,000 |
| 年度末契約件数 | 12,265,000 | 3,883,000 | 2,372,000 | 849,000 | 19,369,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区分 | 口座振替 | クレジットカード等継続振込 | 継続振込 | その他 | 合計 |
|-----------|---------|---------------|--------|---------|---------|
| 年度初頭契約件数 | 101,000 | 29,000 | 41,000 | 33,000 | 204,000 |
| 年度内増加契約件数 | 0 | 3,000 | 1,000 | △ 1,000 | 1,000 |
| 年度末契約件数 | 101,000 | 32,000 | 40,000 | 32,000 | 205,000 |

(2) 衛星契約

| 区分 | 口座振替 | クレジットカード等継続振込 | 継続振込 | その他 | 合計 |
|-----------|------------|---------------|-----------|---------|------------|
| 年度初頭契約件数 | 12,170,000 | 3,768,000 | 5,775,000 | 357,000 | 22,070,000 |
| 年度内増加契約件数 | △ 220,000 | 110,000 | 90,000 | 60,000 | 40,000 |
| 年度末契約件数 | 11,950,000 | 3,878,000 | 5,865,000 | 417,000 | 22,110,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区分 | 口座振替 | クレジットカード等継続振込 | 継続振込 | その他 | 合計 |
|-----------|---------|---------------|--------|-------|---------|
| 年度初頭契約件数 | 74,000 | 24,000 | 43,000 | 9,000 | 150,000 |
| 年度内増加契約件数 | △ 1,000 | 0 | 2,000 | 0 | 1,000 |
| 年度末契約件数 | 73,000 | 24,000 | 45,000 | 9,000 | 151,000 |

(3) 特別契約

| 区分 | 口座振替 | クレジットカード等継続振込 | 継続振込 | 合計 |
|-----------|-------|---------------|--------|----|
| 年度初頭契約件数 | 9,000 | 5,000 | 14,000 | |
| 年度内増加契約件数 | 0 | 0 | 0 | |
| 年度末契約件数 | 9,000 | 5,000 | 14,000 | |

5 要員計画

6 計

7 合

令和4年度資金計画

令和4年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,279億9,829万8千円、事業経費、建設経費等による出金総額8,151億2,435万1千円をもって実行する。

2 入金の部
受信料については、受信料収入予算6,700億9,624万1千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,672億899万5千円を予定する。
このほか、固定資産売却代金55億6,736万1千円、国際放送関係など交付金収入37億2,055万5千円、有価証券の償還580億円、受取利息その他の入金935億168万7千円を見込む。
以上により、入金額は、総額8,279億9,829万8千円である。3 出金の部
事業経費6,059億7,099万円、建設経費755億4,000万円、出資10億円、有価証券の購入500億円、納付消費税その他の出金696億1,336万1千円を合わせて出金額は、総額8,151億2,435万1千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

| 区分 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 合計 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 前期末資金有高 | 62,958,462 | 99,142,232 | 89,901,203 | 100,831,949 | — |
| 2 入 受信料 | 259,779,649 | 178,131,935 | 211,796,531 | 178,290,183 | 827,998,298 |
| 3 出 固定資産売却代金 | 192,823,806 | 142,374,626 | 183,495,312 | 148,514,951 | 667,208,695 |
| 4 交 付金収入 | 1,034,653 | 586,462 | 1,504,505 | 2,441,741 | 5,567,361 |
| 5 有価証券償還 | 3,650 | 1,905,168 | 8,281 | 1,803,456 | 3,720,555 |
| 6 受取利息その他の入金 | 33,100,000 | 15,200,000 | 4,700,000 | 5,000,000 | 58,000,000 |
| 7 22,817,540 | 18,065,679 | 22,088,433 | 20,530,035 | 93,501,687 | |
| 8 233,595,879 | 187,372,964 | 200,865,785 | 203,289,723 | 815,124,351 | |
| 9 164,826,559 | 147,914,169 | 147,458,606 | 148,771,656 | 608,970,990 | |
| 10 9,030,783 | 17,451,486 | 24,956,270 | 75,540,000 | 1,000,000 | |
| 11 18,000,000 | 12,000,000 | 18,000,000 | 12,000,000 | 60,000,000 | |
| 12 16,667,859 | 18,428,012 | 16,955,693 | 17,561,797 | 69,613,361 | |
| 13 99,142,232 | 89,901,203 | 100,831,949 | 75,832,409 | — | |

日本放送協会令和4年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
放送法(昭和25年法律第32号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会令和4年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

令和4年2月

総務大臣の意見

日本放送協会令和4年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
日本放送協会(以下「協会」という。)は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるよう豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の扱い手としての社会的使命を果たすとともに、スリムで強制的な組織となることを目指し、徹底的な取組を行うことが求められている。

協会の令和4年度收支予算、事業計画及び資金計画の執行に当たっては、引き続き経費削減に徹底的に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進めることにより、収支均衡を確保することが求められる。

まず、受信料については、「NHK 経営計画(2021–2023年度)」(以下「中期経営計画」という。)で示された「事業規模の一割にあたる700億円程度」を還元の原資として、「衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針」について、衛星附加受信料を含め、受信料引下げの内容を早期に具体化することで、インター・ネットを通じたコンテンツ視聴の拡大など、国民・視聴者の視聴スタイルが急速に変化しており、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについて議論を深めていくことが求められる。

上述の内容を含め、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革に不斷に取り組むことが求められる。
また、特に下記の点について配意すべきである。

1 国内放送番組の充実

○ 放送番組の編集に当たっては、公共放送の扱い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。

○ 近年、大規模自然災害が多く発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に国民・視聴者に向けて、あらゆる手段で細やかな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。

(外)
申請者

- 少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的な発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送などの一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴障害者向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。
- 新4K 8K衛星放送については、普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の扱い手としての先導的役割を果たすこと。
- 2 総合的な海外情報発信の強化等
- 我が国の中長期政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっていることを踏まえ、我が国に対する正しい認識、理解・関心を告げ、普及させるとともに、国際交流・親善の推進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 海外への情報発信に当たっては、世界各国のニーズや視聴実態を踏まえ、国際放送に加えてインターネット配信を活用し、総合的な発信の強化に努めること。
- 海外への情報の発信に係るこれまでの協会の取組の成果について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的な指標等を用いて分析し、我が国に対する理解の増進等に向けた方針を早急に取りまとめること。
- 國際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すこと。
- 地上デジタル放送日本方式の採用国における円滑なデジタル放送移行の取組や放送サービス高度化へのニーズに対応し、支援に取り組むこと。
- 3 インターネット活用業務の適切な実施及び関係者間連携等
- インターネット活用業務については、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、令和4年1月に認可した実施基準に基づき、適正な規模の下で節度をもって事業を運営すること。インターネット活用業務の実施により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう適切に公表すること。

(外) 帯印

印

- インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。
- 地方向け放送番組の配信について、効率的な配信方法の検討・検証を踏まえて具体的な計画を明らかにし、当該配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。
- 「NHKオンデマンド」を含む有料インターネット活用業務勘定については、令和2年度末時点でも50億円が計上されている繰越欠損金の解消に努めること。
- インターネットを通じたコンテンツ視聴の拡大など、国民・視聴者の視聴スタイルが急速に変化する中、公共放送番組のインターネット配信の意義やサービスニーズについて議論を深めていくこと。
- 4 経営改革の推進
- 中期経営計画で示された、衛星及びラジオの放送波の削減については、その具体的な計画を早期に明らかにし、国民・視聴者への丁寧な周知に努めること。
- 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に關するガイドライン」(令和元年9月6日公表)等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるよう努めること。
- 子会社等の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、中期経営計画で示された「子会社等の在り方をはじめとした全体の規模を縮小するとともに団体の数を削減」するという点に關し、その内容を更に具体化するとともに、高止まりしている「随意契約比率」の引下げに向けて徹底的に取り組むこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めること。なお、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月30日公表)に従つて、適正な製作取引の確保に努めること。
- 令和3年度に、子会社における出張旅費を騙った社員の不正行為等の不祥事が発生したことは、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものである。引き続効めとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切にすること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。
- 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられたことを重く受け止め、引き続き、適正な労務管理や不断の「働き方改革」に徹底して取り組むこと。とりわけ、平
- 成29年12月に協会が自ら定めた「NHKグループ 働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。
- 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く。)・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」(令和3年3月)に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
- 協会と民間放送の二元体制の下で、地域においても、多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について一層積極的に実施していくこと。
- 5 受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等
- 営業経費については、引き続き見直しを実施し、削減を図っていくこと。また、「訪問によらない営業」への転換については、その効果について検証を着実に実施し、検証結果を踏まえて不断に見直しを行うとともに、営業活動の一層の合理化・効率化に向けて、日本郵便との連携等、新たな方策に積極的かつ早期に取り組むこと。
- 「令和2年の方針」(令和2年12月18日閣議決定)において示されているとおり、障害者に対する受信料の免除措置に関して、ICTの活用による申請手続の更なる効率化に向け、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ検討を行い、その具体的な内容を明らかにすること。
- 受信料制度の創設等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信料の納付や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
- 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた苦情等も踏まえ、引き続き、委託先の業務の実態を適切に把握し、必要に応じて是正を指導するなど、受信料の創設等の業務の適正を確保するための体制について、不斷に点検及び見直しを行うこと。
- 令和4年度は支払率が81%になることが見込まれているところ、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けて、未契約者及び未払者対策を着実に実施し、支払率の向上に全力を挙げること。
- 中期経営計画で示された「事業規模の一割にあたる700億円程度」を還元の原資として、「衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針」については、衛星付加受信料の扱いを含め、受

信料引下げの内容を早期に具体化すること。

6 大規模災害及びサイバーセキュリティに対応するための公共放送の機能の強靭化

○ 大規模災害が引き続いていることも踏まえ、引き続き、ニュースや番組の充実等を通じて、被災地の復旧・復興への取組を支援すること。

○ 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靭化を図ること。

○ サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。

○ 放送センターの建替及び公共放送の機能の地方分散等

○ 放送センターの建替については、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」という点に関し、その具体的な内容を早期に明らかにするとともに、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。

○ 新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、中期経営計画で示された「設備のシングル化・集約化・クラウド化による「保有設備の削減」を着実に実施すること。

○ 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、公共放送の機能の地方分散に取り組むこと。

○ 新型コロナウイルスの感染拡大への対応

○ 協会が自ら令和2年3月24日に公表した行動指針等に基づき、引き続き、国民・視聴者への正確かつ迅速な情報の提供や国内の正しい情報を世界へ発信すること等に努めるとともに、協会自身が公共放送としての社会的使命を十全に果たしていくため徹底した対策を講じること。また、受信料の支払いが困難になった者への対応について、引き続き、適切に検討すること。

(外) 即 時 間

NHK 経営計画(2021—2023年度)

新型コロナウイルス感染症の世界的流行や相次ぐ大規模災害、経済格差の拡大など、日本と世界の社会・経済の先行きについて不透明感が増し、インターネットには不確かでいまいな情報があふれています。一方、若者を中心にテレビの保有率が低下し、幅広い世代でインターネットの利用時間が増えてテレビの視聴時間との「逆転」が予想されるなど、メディア環境や視聴者行動が大きく変化しています。

NHKは、受信料で成り立つ公共メディアとして、こうした時代の変化に向き合い、視聴者・国民のみなさまからの信頼に応えるとともに、合理的なコストでの運営に努めます。経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中させ、正確、公平公正で、豊かな放送・サービスをいつでもどこでも最適な媒体を通じてお届けし続ける、「新しいNHKらしさの追求」を進めます。

これにあわせて既存業務を抜本的に見直し、放送波を整理・削減とともに550億円規模の支出削減を行い、効率的で持続可能な組織に変わります。経費を700億円規模で削減する一方、150億円程度を以下の5つの取り組みに重点投資し、スリムで強靭(じん)な「新しいNHK」となることを目指します。

<5つの重点項目>

1. 安全・安心を支える—「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靭なネットワークを構築

2. 新時代へのチャレンジ—最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供

3. あまねく伝える—確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ

4. 社会への貢献—地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献

5. 人事制度改革—組織の機能を最大限發揮するための“人財”改革を推進

NHKがこれまで大切にしてきた公共的価値は、「新しいNHKらしさの追求」にあたっても、しっかりと守っていきます。

NHKが基本と考える公共的価値

▼不偏不党、自主自律を堅持、正確で公平公正な情報を発信し、知る権利を充足して、健全な民主主義の発展に貢献▼一人ひとりの生活の安全、豊かさ、教育、福祉、文化創造に貢献▼地域社会

やメディア業界の維持・発展に貢献▼日本と国際社会の相互理解に貢献▼NHKの価値の最大化を図り、視聴者・国民のみなさまから信頼され必要とされる存在となる。

受信料が長期的な減収傾向となることが予測されるなかにあっても、NHKと関連団体が一体となって「NHKでしか創り出せないこと」に注力するとともに、効率的な経営を徹底し、受信料の価値の最大化を進めます。全国津々浦々にネットワークを持つ、信頼される情報の社会的基盤として、SDGs(国連が定めた持続可能な開発目標)の考え方も踏まえながら、地域や文化を守り、次の世代も安心して豊かに暮らせる日本の未来に貢献してまいります。

◆5つの重点項目の具体施策

1. 安全・安心を支える

●「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靭なネットワークを構築

○ 相次ぐ大規模災害や深刻化する環境問題、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、さまざまな脅威から一人ひとりの「命と暮らしを守る」ため、専門知識を生かした取材に基づく信頼できるコンテンツを、放送とインターネットを連動させてこれまで以上にきめ細かくお届けします。地域の自治体やメディアとの連携も充実させ、日頃からの災害への備えの強化に貢献します。

○ 大規模災害の発生時でも確実に放送・サービスをお届けするため、東京の放送センターの代替として大阪拠点放送局の機能を強化とともに、老朽化した各地の放送会館の建て替えを

計画的に進め、いかなる時も確かな情報を届けることができる強靭な体制を構築します。

2. 新時代へのチャレンジ

- 最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供
- コンテンツを報道やドラマといったジャンル別に管理することで、重複する内容の番組を整理・削減して経営資源を集中させ、見ごたえのある大型シリーズ番組など、視聴者のみなさまの期待を上回る質の高いコンテンツを、合理的なコストで、最適な媒体を通じて提供します。
- 最新の映像技術を活用して、デジタル化が進むこれからの中社会に求められる教育・教養コンテンツを開発し、さまざまな世代の人たちの暮らしや学習を幅広く支援します。
- 出演者と視聴者が同じ仮想空間に参加できる「バーチャル・プラットフォーム」など、空間拡張技術を活用した、これまでにない視聴体験ができる技術の研究開発を進めます。

3. あまねく伝える

- 確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ
- 新型コロナウイルス感染症の流行で、人と人との距離がますます離れつあるなか、正確な情報をさまざまな媒体で一人ひとりに届けるだけでなく、世代や地域を超えて個人をつなぐ番組などを制作し、社会が連携するきっかけとなる役割を果たします。
- A I 技術などを駆使した最先端のユニバーサル・サービスの提供を拡充します。
- 訪日・在留外国人に対し、災害情報や生活に必要な情報などを、放送だけでなく、インターネット配信を効果的に活用してきめ細かく提供します。

4. 社会への貢献

- 地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献
- 地域情報の全国・海外への発信を大幅にやすとともに、地域の課題を取り上げ、全国ネットワークを最大限に活用して情報を共有することで解決につなげるなど、各地域の発展にさまざまな形で貢献します。NHKが収録した情報やデータを公共財として広く活用していただくため、オープン化の取り組みを進めます。
- 4 K・8 Kの技術を使って、日本各地に残る伝統的な文化や芸術、歴史遺産などを記録して未来に伝えるなど、NHKグループの持つ知見・技術を広く社会に提供します。
- 民間放送との二元体制を堅持し、培ってきた放送文化の発展のため、NHKが開発した技術や知見の共有など、放送・メディア業界の未来を支える取り組みを進めます。

5. 人事制度改革

- 組織の機能を最大限發揮するための“人財”改革を推進
- 人事制度を根本的に改革し、NHKで働く一人ひとりの創造性を最大化します。多様な人々がそれぞれの働き方で力を發揮できるよう、ダイバーシティを推進することも、地域に根ざ

す人材がいっそう活躍する環境を整えつつ、「新しいNHKらしさの追求」を実現する“人財”を育成します。

◆スリムで強靭な「新しいNHK」を目指す構造改革

- 保有するメディアの整理・削減
- 放送波の整理・削減にあたっては、現在提供しているコンテンツに対するニーズを踏まえ、視聴者のみなさまの利便性を損なわないことに留意しながら進めます。
- 衛星波は2 Kのうち1波を削減、将来的に右旋は1波化を視野に検討
- 衛星波のうち、右旋の3波(B.S.1・B.S.P・B.S.4 K)の見直しを行い、2023年度中に2 Kのうち1波を削減します。削減にあたっては、番組の一部を他の放送波に移すなど編成上の工夫に努めます。さらに、将来的には4 Kの普及状況を見極めて、1波への整理・削減も視野に入れて検討を進めます。
- B S Kについては、効率的な番組制作や設備投資の抑制を徹底し、東京オリンピック・パラリンピック後に、あり方に応じて検討を進めます。
- 音声波は2波(AM・FM)への整理・削減に向けて検討
- 音声波については、民間放送のAMからFMへの転換の動きや聴取者への利用実態調査の結果などを考慮しつつ、インターネットの活用や編成上の工夫をしながら、2025年度に現在の3波(R 1・R 2・FM)から2波(AM・FM)へ整理・削減する方向で検討を進めます。
- インターネット活用業務
- NHKのコンテンツについてどこでも触れられるようインターネットを適切に活用
- 日本への理解促進のため、海外向けコンテンツを、衛星放送だけでなくインターネット配信も活用して、きめ細かく、効率的・効果的に世界に発信します。
- インターネットでの地方向け放送番組の提供は、必要な設備を整備し、段階的に進めます。
- 「受信料の価値を最大化」するためのマネジメント施策
- 効率的な業務体制の確立と保有設備の削減
- 経営資源を放送・サービスに集中させるため、管理間接部門を削減するなど、グループ全体で業務や要員などの全面的な見直しを行い、合理的なコストによる効率的な業務体制を確立させます。
- 老朽化した東京・渋谷の放送センターや各地の放送会館の建て替えを進める一方、設備のシンブル化・集約化・クラウド化を推進して保有設備の削減を進めます。
- 営業経費の削減と視聴者の満足度を高める視聴者コミュニケーション改革
- ポストコロナ時代を見据え、訪問によらない効率的な営業活動への移行で経費を削減すると

ともに、営業経費のさらなる抑制を図るため、新たな制度の導入を国に求めていきます。

- 契約いただいているみなさまとの結びつきの強化や、満足度を高める取り組みを推進し、視聴者のみなさまにより信頼され、より必要とされるNHKとなるために努力を重ねます。

●グループ全体での「新しいNHKらしさの追求」に向けた体制構築とガバナンスの強化

- NHKの関連団体については、「新しいNHKらしさの追求」に向けて機能・役割を見直し、子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに団体の数を削減してスリムで強靭な体制を構築します。

- 子会社については、改革をよりスピーディーに進めるため、中間持株会社の導入を視野に業務・要員の効率化や管理機能の集約など、ガバナンスの強化を進めます。

- 財團については、社会貢献事業を強化するため業務のあり方を見直し、2023年度の統合に向けて検討を進めます。

●経営計画の進捗状況の評価・管理の明確化

- 決算と業績の評価を重視し、客観的なデータに基づいて改革・改善の進捗管理を行い、目標達成につなげる仕組みを明確化します。代表的な指標等は公表し、説明責任を果たします。
- NHKグループ全体として、経営委員会が定めた「内部統制関係議決」に基づき整備した体制（「関連団体運営基準」等）を適切に運用し、コンプライアンスの徹底など業務の適正性を確保します。

◆計画期間中の収支と受信料の考え方

○ 収支見通し

受信料が長期的な減収傾向となることが予測されるなか、経営資源を放送・サービスに集中させて視聴者のみなさまのニーズに応え、受信料の価値の最大化を図るため、構造改革による支出規模の圧縮に取り組みます。

事業収入：2021年度は、2020年度に実施した奨学金受給学生への免除などとあわせて年間400億円規模の還元が通年で影響することや、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、2020年度予算比で約300億円の減収を想定しています。本経営計画期間中は厳しい経済状況が継続することを想定し、2022年度と2023年度についても毎年10億円程度の減収を想定しています。

事業支出：構造改革を断行して550億円規模の支出削減を行い、2023年度には支出を6,800億円規模に抑えます。3年間で700億円規模（2020年度予算比）の削減を行う一方で、150億円程度を5つの取り組みに重点投資します。新放送センター情報棟の整備や各地の放送会館の建て替えなどは、建設積立資産を充てるとともに、財政安定のための繰越金（大災害時の事業維持などに必要な額）は確保）を充当することにより対応します。

| 区分 | 2020年度 予算 | (億円) | | |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 2021年度 増減 | 2022年度 増減 | 2023年度 増減 |
| 事業収入 | 7,204 | 6,900 △ 304 | 6,890 △ 10 | 6,880 △ 10 |
| うち受信料収入 | 6,974 | 6,714 △ 260 | 6,700 △ 14 | 6,690 △ 10 |
| 事業支出 | 7,354 | 7,130 △ 224 | 6,890 △ 240 | 6,800 △ 90 |
| 事業収支差金 | △ 149 | △ 230 | △ 80 | △ 80 |

○受信料を2023年度に値下げの方針

- こうした支出の削減に加えて、さらなるコストの圧縮を進め、新放送センターの建設計画の抜本的な見直しや経営努力によって生み出した剩余金を積み立てる仕組みの導入なども行い、還元の原資として事業規模の一割にあたる700億円程度を確保します。そのうえで、新型コロナウイルス感染症の影響や放送法改正の動き、訪問によらない新たな営業施策の進捗などを見極めながら、具体的な方法などを検討し、衛星波の削減を行つ2023年度に受信料の値下げを行う方針です。また、衛星付加受信料の見直しを含めた総合的な受信料のあり方に向けた検討を進めます。値下げの詳細の決定にあわせて、本経営計画の修正を行います。
- 受信料制度について、あらゆる機会を通じて視聴者のみなさまに丁寧にご説明し、ご理解いただくための活動を強化します。公平負担の徹底の観点から、支払率80%台の維持に努めるとともに衛星契約割合を向上させ、運営に必要な受信料収入を確保します。

[受信料額(月額：地上契約1,225円、衛星契約2,170円(口座・クレジット))(消費税込)※沖縄県は料額が異なる]

事業収入、支払率などは現時点での想定であり、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大など、今後の社会・経済状況の変化などによっては見通しが変動する可能性があります。

放送法第71条の2第2項第1号・第3号に規定された事項について本計画における、放送法第71条の2第2項第1号および第3号に規定された記載事項は、以下のとおりである。

第1号 中期経営計画の期間

2021年度から2023年度まで(2021年4月1日から2024年3月31日)の3か年とする。

第3号 協会が行う業務の種類及び内容

- (1) 国内放送として、テレビジョン放送(総合テレビジョン、教育テレビジョン、BS1、BSプレミアム、BS4K、BS8K)、中波放送(第1放送、第2放送)、超短波放送(FM放送)を実施する。
- (2) 國際放送として、邦人向け、外国人向けテレビジョン放送、ラジオ放送を実施する。
- (3) インターネット活用業務として、総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、放送番組、理解増進情報を提供する。
- (4) 調査研究として、放送番組及び放送技術の両分野にわたって調査研究活動を行う。
- (5) 上記のほか、放送法第20条第2項(上記3)を除く)及び第3項の業務を実施する。

審査報告書

土地改良法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和四年三月二十九日

農林水産委員長 山東 昭子殿 長谷川 岳

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、農用地の利用の集積を促進するため、農業用排水施設の豪雨対策を目的とした急施の防災事業の実施、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費として、令和四年度一般会計予算に農業農村整備事業費千九百八十一億三千五百二十七万円等の内数として計上されているほか、令和四年度財政投融資特別会計（財政融資資金勘定）に九億円が計上されている。

附帯決議

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、土地改良事業が、良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効活用を通じて、農業の生産性の向上、農村地域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになっている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農業者の申請によらず、費用負担及び同意を求めずに実施する急施の防災事業の拡充に当たつては、地域の農業者の理解と納得を得た上

で事業が実施されるよう、丁寧な説明を行うとともに、事業要件の透明性を確保し、また、通常の手続による事業の採択や進捗に支障が出ないよう、適切な運用を図ること。

二 農地中間管理機構間連事業の拡充に関連して、都道府県が、当該事業を実施するに当たっては、各市町村において実質化の取組が進められることを、都道府県が、当該事業を実施するに当たつては、各市町村において実質化の取組が進められることを、引き続き配慮するとともに、適切に整備された農

用地が確実かつ円滑に扱い手に貸し付けられるよう指導・助言を行うこと。

三 土地改良区の組織変更制度の創設に当たっては、土地改良施設の管理は土地改良区が行うこととが原則であることを踏まえた上で、制度の対象となる土地改良区及び土地改良施設の基準を明確に示すこと。また、土地改良区が一般社団法人又は認可地縁団体に組織を変更した場合は、地域の農業者が安心して営農を継続することができるよう、土地改良施設の維持・管理に係る支援を含め、必要な措置を講ずること。

四 全国土地改良事業団体連合会が農林水産大臣の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについては、土地改良施設の管理の適正化のために真に必要な事業が実施されるよう適切に運用すること。

五 土地改良区の組織変更は、組織変更の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについても、同様に実施されるよう適切に運用すること。

六 土地改良区の組織変更は、組織変更の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについても、同様に実施されるよう適切に運用すること。

七 土地改良区の組織変更は、組織変更の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについても、同様に実施されるよう適切に運用すること。

八 土地改良区の組織変更は、組織変更の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについても、同様に実施されるよう適切に運用すること。

九 土地改良区の組織変更は、組織変更の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについても、同様に実施されるよう適切に運用すること。

十 土地改良区の組織変更は、組織変更の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについても、同様に実施されるよう適切に運用すること。

十一 土地改良区の組織変更は、組織変更の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについても、同様に実施されるよう適切に運用すること。

十二 土地改良区の組織変更は、組織変更の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについても、同様に実施されるよう適切に運用すること。

十三 土地改良区の組織変更は、組織変更の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについても、同様に実施されるよう適切に運用すること。

十四 土地改良区の組織変更は、組織変更の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについても、同様に実施されるよう適切に運用すること。

十五 土地改良区の組織変更は、組織変更の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについても、同様に実施されるよう適切に運用すること。

十六 土地改良区の組織変更は、組織変更の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについても、同様に実施されるよう適切に運用すること。

十七 土地改良区の組織変更は、組織変更の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについても、同様に実施されるよう適切に運用すること。

十八 土地改良区の組織変更は、組織変更の認可を受けて財政融資資金から借り入れを行つて事業資金を交付する仕組みについても、同様に実施されるよう適切に運用すること。

一部を次のように改正する。

目次中「第七十六条」を「第七十五条」に、「第五款 土地改良区連合(第七十七条—第八十四条)」を「第五款 土地改良区の組織変更(第一目 一般社団法人への組織変更(第七十六条—第七十七条))」に改める。

第六款 土地改良区連合(第七十七条—第八十四条)の「第七十六条」を「第七十五条」に改める。

六条一(第七十六条の十) 第七十六条の十六に、「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

変更」という。をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

前項の議決をする場合には、第三十三条に規定する議決によらなければならない。

第一項の総会の招集に対する第二十八条の規定の適用については、同条中「及び目的」とあるのは「目的及び組織変更計画の要領」と、同条

第一項中「五日前」とあるのは「二週間前」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

第一組織変更後の一般社団法人(以下「組織変更後一般社団法人」という)の一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後一般社団法人の定款で定める事項

三 組織変更後一般社団法人の理事の氏名及び一般財團法人に関する法律第十一条第一項第二号に規定する監事設置一般社団法人人である場合

イ 組織変更後一般社団法人が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十五条第四項第一号に規定する監事設置一般社団法人人である場合

ロ 組織変更後一般社団法人が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十五条第二項第二号に規定する会計監査人設置一般社団法人人である場合

二項第一号に規定する監事設置一般社団法人人である場合

イ 組織変更後一般社団法人の社員の氏名及び住所

ロ 組織変更後一般社団法人が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第十五条第一項第二号に規定する会計監査人設置一般社団法人人である場合

二項第二号に規定する会計監査人設置一般社団法人人である場合

(債権者の異議)

第七十六条の三 施設管理土地改良区が組織変更をする場合には、当該施設管理土地改良区の債権者は、当該施設管理土地改良区に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 前項に規定する場合には、当該施設管理土地改良区は、あらかじめ、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 当該施設管理土地改良区の貸借対照表、収支決算書及び財産目録に関する事項として農林水産省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、施設管理土地改良区が同項の規定による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法によりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第七十六条の四 債権者が前条第二項第二号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、組織変更を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、施設管理土地改良区は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、組織変更をしてその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(組織変更の認可)

第七十六条の五 組織変更は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該申請に係る同項の認可をしなければならない。

一 組織変更の手続又は組織変更計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者(組合員等を除く。)に对抗することができない。

二 組織変更をする施設管理土地改良区の土地改良施設の管理の状況からみて、組織変更の後において、土地改良施設を適切に管理する

ことが見込まれないとき。

三 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

4 施設管理土地改良区の組織変更是、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(組合員等を除く。)に对抗することができない。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

4 組織変更後一般社団法人は、第

七十六条の三及び第七十六条の四に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、効力発生日から六ヶ月間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 組織変更後一般社団法人の社員及び債権者は、当該組織変更後一般社団法人の業務時間内は、いつでも、組織変更後一般社団法人に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組織変更後一般社団法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

1 前項の書面の閲覧の請求

2 前項の書面の贈本又は抄本の交付の請求

3 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したもの

4 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方

法であつて組織変更後一般社団法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

2 組織変更をする施設管理土地改良区の組合員等は、効力発生日に、第七十六条の二第四項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更後一般社団法人の社員及び債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組織変更後一般社団法人の定めた費用を支払わなければならない。

4 組織変更の効力発生日については、会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百八十一条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「この款及び第七百四十五条」とあるのは、「土地改良法第二章第一節第五款第一目」と読み替えるものとする。

(組織変更の登記)

第七十六条の七 施設管理土地改良区が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者(組合員等を除く。)に对抗することができない。

二 組織変更をする施設管理土地改良区(市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。)に對抗することができない。

(組織変更事項を記載した書面の備置き等)

第七十六条の八 組織変更後一般社団法人は、第

七十六条の三及び第七十六条の四に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、効力発生日から六ヶ月間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 組織変更後一般社団法人の社員及び債権者は、当該組織変更後一般社団法人の業務時間内は、いつでも、組織変更後一般社団法人に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組織変更後一般社団法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

1 前項の書面の閲覧の請求

2 前項の書面の贈本又は抄本の交付の請求

3 前項の電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したもの

4 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方

法であつて組織変更後一般社団法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

2 組織変更をする施設管理土地改良区の組合員等は、効力発生日に、第七十六条の二第四項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更後一般社団法人の社員及び債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組織変更後一般社団法人の定めた費用を支払わなければならない。

4 組織変更の効力発生日については、会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百八十一条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「この款及び第七百四十五条」とあるのは、「土地改良法第二章第一節第五款第一目」と読み替えるものとする。

(組織変更の登記)

第七十六条の九 組織変更の無効の訴えについて

第七十六条の十 この目に定めるもののほか、組

要な技術的読書は、政令で定める。

2 前項の規定による組織変更の認可地縁団体への組織変更に関する事項は、政令で定める。

二 組織変更の認可地縁団体への組織変更

(組織変更)

第七十六条の十一 施設管理土地改良区(市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。)に對抗することができない。

二 組織変更の認可地縁団体への組織変更

(組織変更)

第七十六条の十二 施設管理土地改良区は、前条の規定による組織変更(以下この目において同じ。)による組合員等を除く。)の規約で定める事項

2 組織変更の認可地縁団体の構成員の氏名及び住所

1 組織変更の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所以後認可地縁団体」という。)の規約で定める事項

2 組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 組織変更後の認可地縁団体(以下「組織変更後認可地縁団体」という。)の規約で定める事項

2 組織変更後認可地縁団体の構成員の氏名及び住所

1 組織変更後認可地縁団体の代表者の氏名及び住所以後認可地縁団体」という。)の規約で定める事項

2 組織変更後認可地縁団体に監事を置くとき

1 組織変更後認可地縁団体の監事の氏名

2 組織変更がその効力を生ずべき日

3 その他農林水産省令・総務省令で定める事項

4 組織変更の認可地縁団体の監事の氏名

5 組織変更がその効力を生ずべき日

6 その他農林水産省令・総務省令で定める事項

7 組織変更の認可地縁団体の監事の氏名

第七十六条の十三 組織変更は、農林水産省令・総務省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二 組織変更の認可地縁団体への組織変更

官報(号外)

2 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、組織変更計画に定められた組織変更後認可地縁団体に関する事項について、当該組織変更後認可地縁団体の区域をその区域の全部又は一部とする市町村の長の同意を得なければならぬ。この場合において、当該市町村の長は、当該組織変更が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同意をしなければならない。

3 組織変更後認可地縁団体が、地方自治法第二百六十条の二第二項第一号から第三号までに掲げる要件に該当していること。

4 組織変更計画において、前条第二項第一号に掲げる事項として、地方自治法第二百六十条の二第三項各号に掲げる事項が定められていること。

5 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、前項の同意をした市町村の長に当該認可をした旨の通知をしなければならない。

6 組織変更後認可地縁団体に対する地方自治法第二百六十条の二第十項の規定の適用については、同項中「第一項の認可をしたとき」とあるのは、「土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第七十六条の十三第三項の通知があつたとき」とする。

(組織変更の効力の発生等)

第七十六条の十四 組織変更をする施設管理土地改良区は、第七十六条の十二第二項第五号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日(以下この条及び次条において「効力発生日」という)に、認可地縁団体となる。

2 組織変更をする施設管理土地改良区は、効力発生日に、第七十六条の十二第二項第一号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。この場合においては、当該定款を組織変更後認可地縁団体の規約とみなす。

3 組織変更後認可地縁団体の構成員となることができない組合員等の脱退) 第七十六条の十五 組織変更をする施設管理土地改良区の組合員等で、組織変更後認可地縁団体の構成員となることができないものは、効力発生日に当該施設管理土地改良区を脱退したものとみなす。

(準用規定)

第七十六条の十六 第二十四条、第七十六条の二第二項及び第三項、第七十六条の三、第七十六条の四、第七十六条の五第二項から第四項まで、第七十六条の六第四項並びに第七十六条の八から第七十六条の十までの規定は、組織変更について準用する。この場合において、第七十六条の二第二項中「前項」とあるのは「第七十六条の十二第一項」と、同条第三項中「第一項」の項とあるのは「第七十六条の十二第二項」と、第七十六条の三第二項第一号及び第七十六条の八第二項第三号中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・総務省令」と、第七十六条の五第五項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第七十六条の十三第一項」と、第七十六条の六第四項中「第二章第一節第五款第二目」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第八十八条第一項及び第七項中「土地改良事業計画の概要」を「事業計画の概要」に改め、同条第十六項中「概要」の下に「(その変更後にあって二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるところにあつては変更後の全体構成)及び予定管理方法等を変更する必要があるときは、変更後の予定管理方法等その他必要な事項」を加え、同条第十八項中「中「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要」を「中「事業計画概要等」とあるのは「その変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後において二

以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにおける「事業計画概要等」というに改め、同条第六項中「当該土地改良事業の計画の概要」を「事業計画概要等」に改め、「関係市町村長」の下に「(その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときにつては、関係市町村長及び当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者」を、「とき」の下に「(当該土地改良区その他農林水産大臣の指定する者がこの項の規定による協議を受けた場合を除く。)」を加える。

第五百十一条の九第一号中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第九十五条の二第二項及び第九十六条の三第二項中「土地改良事業計画の概要」を「土地改良事業計画の概要」に改める。

第五百十一条の九第一号中「第四号」を「第五号」と改め、同条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事

五百十一条の九第六号を同条第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 全国連合会にあつては、次に掲げる事業イ 会員たる地方連合会の事業の指導ロ 会員(会員たる地方連合会の会員を含む)が土地改良施設の管理を適正に行なうために必要な資金の交付

五 第五百十一条の二十第一項に次の一号を加える。

期借入金の借入れ又は同項に規定する債券の発行並びにそれらの方法、利率及び償還の方

官 報 (号 外)

十八とし、第一百十一条の二十二の二を第一百十一条の二十七とし、第一百十一条の二十二を第一百十一条の二十六とし、第一百十一条の二十一の次に次の四条を加える。

(長期借入金及び全国土地改良事業団体連合会債券)

第一百十一条の二十二 全国連合会は、第一百十一条の九第六号口に掲げる事業に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は全国土地改良事業団体連合会債券(以下この条から第一百十一条の二十四までにおいて「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による債券の債権者は、全国連合会の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 全国連合会は、農林水産大臣の認可を受けた、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 会社法第七百五十三条第一項及び第二項並びに第七百九十三条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、債券に関する必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第一百十一条の二十三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、全国連合会の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第一百十一条の二十四 全国連合会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第一百十一条の二十五 全国連合会は、次に掲げる方法による場合を除くほか、第一百十一条の九第六号口に掲げる事業に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

第六章中第一百三十六条の四を第一百三十六条の五とし、第一百三十六条の三を第一百三十六条の四とする。

(財務大臣との協議)

第一百三十六条の二中「第一百十一条の二十三」を「第一百十一条の二十八」に改め、同条を第一百三十六条の三とし、第一百三十六条の次に次の一条を加える。

〔第一百三十六条の二中「第一百十一条の二十三」を「第一百十一条の二十八」に改め、同条を第一百三十六条の三とし、第一百三十六条の次に次の一条を加える。〕

第一条 第一百三十六条の二中「第一百十一条の二十三」を「第一百三十六条の二十八」に改め、同条を第一百三十六条の三とし、第一百三十六条の次に次の一条を加える。

二 第一百十一条の二十二第一項若しくは第四項の規定により選任された理事の職務を行うべき者若しくは仮代表者を含む。は、百万円以下の過料に処する。

三 第一百三十六条の二第一項、同条第二項若しくは第三項(これらの規定を第七十六条の十六において準用する場合を含む。)第七十六条

の二第四項又は第七十六条の十二の規定に違反して第七十六条の二第一項又は第七十六条の十二第一項に規定する組織変更の手続をしたとき。

二 第七十六条の三第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をする場合には、「清算人」を「清算人は」に改め、同条第三号、第五号から第七号まで及び第九号から第十一号までの規定中「第一百十一条の二十三」を「第一百十一条の二十八」に改め、同条第十四号中「登記」の下に「(第七十六条の七第一項の規定による登記を除く。)」を加え、同号を同条第十六号とし、同条第十三号中「による公告」の下に「第七十六条の三第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による公告を除く。」を加え、「虚偽」を「不正」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号を同条第十四号とし、同条第十一号の次に次の二号を加える。

二 第七十六条の三第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 第七十六条の七第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

四 第七十六条の八第一項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をして、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第七十六条の八第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、正当な理由がないのに、同項各号に掲げる請求を拒んだとき。

五 第七十六条の八第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、正当な理由がないのに、同項各号に掲げる請求を拒んだとき。

六 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

条を第一百四十五条とする。

第一百四十三条中「の場合においては」を「に掲げることを怠つたとき。

二 第七十六条の三第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 第七十六条の七第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

四 第七十六条の八第一項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をして、書面若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書面若しくは電磁的記録に記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第七十六条の八第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、正当な理由がないのに、同項各号に掲げる請求を拒んだとき。

五 第七十六条の八第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、正当な理由がないのに、同項各号に掲げる請求を拒んだとき。

六 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

七 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

八 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

九 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

十 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

十一 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

十二 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

十三 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

十四 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

十五 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

十六 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

十七 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

十八 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

十九 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

二十 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

二十一 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

二十二 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

二十三 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

二十四 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

二十五 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

二十六 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

二十七 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

二十八 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

二十九 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

三十 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

三十一 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

三十二 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

三十三 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

三十四 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

三十五 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

三十六 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

三十七 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

三十八 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

三十九 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

四十 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

四十一 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

四十二 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

四十三 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

四十四 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

四十五 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

四十六 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

四十七 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

四十八 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

四十九 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

五十 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

五十一 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

五十二 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

五十三 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

五十四 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

五十五 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

五十六 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

五十七 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

五十八 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

五十九 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

六十 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

六十一 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

六十二 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

六十三 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

六十四 第七十六条の八第三項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による登記をすることを怠つたとき。

三条を第百四十四条とし、第百四十二条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業に関する経過措置)

この法律による改正後の土地改良法(以下この条において「新土地改良法」という)第八十七条の三第一項(土地改良法第二条第二項第

一号又は第七号の事業に係る部分に限る。以下同じ。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に取得される農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号。次項において「機構法」という。)第二条

第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地(土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。以下同じ。)(新土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあっては、その土地を含む。次項において同じ。)について適用する。

前項の規定にかかわらず、機構法第一条第四項に規定する農地中間管理機構が、新土地改良法第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて、農林水産省令で定めるところにより、施行日前に取得した機構法第二条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地の所有者及びその貸付けの相手方の同意を得たときは、当該農用地については、新土地改良法第八十七条の三第一項の規定を適用する。

(附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間の読み替え)

第三条 施行日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律(同条ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の土地改良法第百十一条の二十二第五項並びに第百四十三条第十五号及び第六号の規定の適用については、同項中「会社法」とあるのは「会社法(平成十七年法律第八十六号)」とし、同条第十五号中「公告(第七十六条六号)」とし、同条第十五号中「登記(第七十六条六号)」とあるのは「登記」とし、同条第十六号の規定による登記を除く。」とする。

の三第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。)の規定による公告を除く。」とする。

六号」とし、同条第十五号中「登記(第七十六条六号)」とし、同条第十六号中「登記(第七十六条六号)」とあるのは「登記」とする。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書
特殊土壤地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和四年三月二十九日
参議院議長 山東 昭子殿

農林水産委員長 長谷川 岳

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊土壤地帶における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、農道整備、畑作振興等の対策事業を引き続き実施するため、令

令和九年三月三十一日
農林水産省設置法(一部改正)

二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壤地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

3 (農林水産省設置法(一部改正))
令和九年三月三十一日
附則第三項の表令和四年三月三十一日の項を削り、同表令和七年三月三十一日の項の次に次のように加える。

4 (国土交通省設置法(一部改正))
令和九年三月三十一日
国土交通省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
附則第三項の表令和四年三月三十一日の項を削り、同表令和七年三月三十一日の項の次に次のように加える。

一、費用
本法施行に要する経費は、平年度約十六億円の見込みである。

令和九年三月三十一日

特殊土壤地帯(特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壤地帯をいう。以下同じ。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

右の本院提出案をここに送付する。

令和四年三月十七日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 山東 昭子殿

1 この法律は、公布の日から施行する。
(総務省設置法の一部改正)
2 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を改正する法律

特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のようになります。
附則第二条第二項の表令和四年三月三十一日の項を削り、同表令和七年三月三十一日の項の次に次のように加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。
(総務省設置法の一部改正)
2 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
附則第二条第二項の表令和四年三月三十一日の項を削り、同表令和七年三月三十一日の項の次に次のように加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。
(総務省設置法の一部改正)
2 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
附則第二条第二項の表令和四年三月三十一日の項を削り、同表令和七年三月三十一日の項の次に次のように加える。

附則第五条の表令和四年三月三十日の項を削り、同表に次のように加える。

令和九年三月三十一日

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法

附則第九条第一項の表令和四年三月三十日の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|------------|---|
| 令和九年三月三十一日 | 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法 |
| 務 | 特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務 |

審査報告書

雇用保険法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和四年三月二十九日

厚生労働委員長 山田 宏
参議院議長 山東 昭子殿

なお、令和四年四月一日から同年九月三十日までの期間における雇用保険料率を千分の五・五から千分の九・五に引き下げ、同年十月一日から令和五年三月三十一日までの期間における雇用保険料率を千分の十五・五から千分の十三・五に引き下げる等により、令和四年度労働保険特別会計予算における保険料収入の額は約七千八百二十億円減少することが見込まれている。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢及び雇用保険財政への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るため、雇止めによる離職者の給付日数の特例等の期限を延長するとともに、労働者にならうとする者に関する情報収集して行う募集情報等提供事業に係る届出制の創設等による事業運営の適正化の推進、雇用保険制度の安定的運営のための国庫負担の見直し及び雇用保険料率の暫定措置の見直し等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行により、令和四年度一般会計予算における雇用保険の失業等給付等に要する費用に係る国庫負担の額は約千百八十億円減少し、令和四年度労働保険特別会計予算の支出は約千百八十億円増加することが見込まれている。

三、労働政策審議会の委員に対し、雇用情勢及び雇用保険の財政状況の推移を逐次報告することに依存する。また、委員から求めがあつた際には審議会を開催し、安定的な労働保険特別会計雇用勘定の運営に向け、これまで以上に臨機応変な検討を行うこと。

令和四年三月三十日 参議院会議録第十一号 雇用保険法等の一部を改正する法律案

四、労働保険特別会計雇用勘定については、必要な積立金の水準を達成するまでの間は、單年度においても黒字となる收支構造を目指し、一般会計からの繰入れ等により必要な積立金水準の確保を図るとともに、積立金が必要な水準に達した後もその水準の維持を図ることを中期的な雇用保険財政の運営方針とする。

五、令和四年度の失業等給付においては、労働保険特別会計雇用勘定の安定の観点から、機動的に一般会計を雇用勘定に繰り入れられる仕組みの活用も含め、対応に万全を期すこと。

六、社会保障関係費に現在位置付けられている失业等給付の国庫負担について、従来の国庫負担の位置付けについての基本的な考え方を堅持した上で、負担割合を将来的に從来の本則の水準（二十五パーセント）とする措置も含め、国の財政・財源の構造から検討すること。

七、失業等給付の国庫負担割合の判定基準とされる「基本手当受給者実人員七十万人以上」について、新型コロナウイルス感染拡大後の雇用構造も踏まえ、実態に応じて適宜見直しの検討をすること。

八、雇用保険部会報告に示された新たな国庫繰入制度の運用の考え方を尊重し、雇用保険法第七十二条における重要事項として労働政策審議会の意見を聞くとともに、省令等への規定について検討すること。

九、超高齢化と人口減少に直面する我が国において、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大等の機能を担う雇用安定事業については、政府の雇用施策の中でもその位置付けや重要度がこれまで以上に高まっていることや、同事業が今般の新型コロナ禍で果たした役割等に鑑み、同事業について、国庫負担の在り方を含めた真摯な議論を早期に開始すること。

十、令和六年度までに、育児休業給付等の国庫負担割合の引下げの暫定措置の見直しだけでなく、育児休業給付の財源確保の在り方を含め、

雇用労働者に限らず、フリーランスとして就業する者などを含む全ての働く者の育児・子育てを広く社会で支援する体制の構築を検討すること。あわせて、男性の出生時育児休業及び育児休業の取得促進に向けて、先般の改正法の施行状況を踏まえた上で、更なる施策の充実を検討すること。

十一、失業等給付の積立金からの借入額に係る雇用安定資金からの返済必要額については、労使が拠出した失業等給付に係る保険料を保全する観点から、返済の在り方について、一般会計からの繰入れとの関係も含めて検討すること。その際、雇用保険二事業の実施の状況、使用者側の負荷の状況等を勘案すること。加えて、育児休業給付資金についても、失業等給付の積立金から借り入れを行った場合には、同様の検討を行うこと。

十二、失業者の再就職を促進するためには受け皿となる産業・企業・雇用機会の創出が不可欠であり、厚生労働省においても、雇用政策の一環として、必要な予算措置を行つた上で、地域における雇用機会の創出にこれまで以上に取り組むこと。

十三、雇用調整助成金等については、特に業況が厳しい企業・地域において、今後も最大十分の特例措置を含め、あらゆる必要な制度設計や手続の検討を行うこと。特例として創設された休業支援金制度の効果、適用対象範囲の妥当性及び申請手続の在り方等について検証を行い、休業を余儀なくされた方の支援に関する実効性のある仕組みの検討を行うこと。

十四、改正後の職業安定法の規定により新たに対応が必要となる苦情処理体制の整備や募集情報の的確表示等の措置が全ての募集情報等提供事業者において確実に実施されるよう、従前の募集情報等提供事業者に加え、募集情報等提供事業の定義の拡大により新たに募集情報等提供事業者となる事業者に対しても、改正内容の周知

を徹底すること。

十五、募集情報等提供事業者等が求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つために講ずるべき措置等の内容については、事実と異なる募集情報を信じた結果、不利益を受ける者が生じることのないよう、求職者保護の観点を最大限重視した上で検討を進めること。

十六、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示によって不利益を受けた求職者を適切に救済できること、労働局等における相談体制を強化・拡充すること。また、募集情報等の的確性を確保することは労働市場が的確かつ効率的に機能するためには重要であることに鑑み、虚偽の表示等を繰り返すような悪質な事業者に対しては、立入検査や助言・指導、改善命令等の措置を躊躇なく実施すること。

十七、業務委託や請負など雇用形態以外の仕事を仲介するサービスを利用して仕事を探す者の適切な保護が図られるよう、改正後の職業安定法の運用によって得られた知見やフリーランス・トラブル一〇番に寄せられた相談内容等を踏まえて、必要な対策を検討すること。

十八、雇用仲介サービスによる人工知能の利用に関し、実態の把握及び調査研究を実施し、労働者保護の観点から、必要な対策を検討すること。

十九、職業能力開発施策に係る財源も含めた労働

者の職業能力開発機能の在り方について、幅広く労働政策審議会で議論を行うとともに、雇用保険二事業の能力開発事業、すなわち雇用保険制度の枠内での対応には限界もあることから、一般会計等の活用の検討を含め、関係省庁の連携を強化して政府全体で推進していくこと。

二十、改正後の職業能力開発促進法第十五条により法定化される協議会の構成員の選定に当たっては、企業や地域の実情だけでなく、産業構造の変化とそれに伴う雇用の変化等に対応できるよう留意するとともに、多様な事情を持つ求職

者や就労困難者の就職につながる訓練メニューの開発に資するよう、同条第一項第七号に規定する「その他関係機関が必要と認める者」を十分に活用するよう努めること。

右決議する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
令和四年三月十七日

参議院議長 山東 昭子殿 衆議院議長 細田 博之

雇用保険法等の一部を改正する法律案
雇用保険法等の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の四第二項中「労働者となるとする者の依頼を受け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う者又は募集受託者(同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。)に提供する」を「同項第二号に掲げる行為(労働者になろうとする者の依頼を受けて行う場合に限る。)を行ふ」に改める。

第十五条第三項ただし書中「を含む。」の下に「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練(厚生労働省令で定めるものを除く。)」を加える。
第二十条の次に次の二条を加える。

(支給の期間の特例)

第二十条の二 受給資格者であつて、基準日後に事業(その実施期間が三十日未満のものその他厚生労働省令で定めるものを除く。)を開始したものとの他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者が、厚生労働省令で定

めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から前条第一項及び第二項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、同条第一項及び第二項の規定による期間に算入しない。

第五十八条第一項中「第四条第八項」を「第四号」を「次条第一項第八号」に改める。

第六十二条第一項第四号中「次条第一項第七号」を「次条第一項第八号」に改める。

第六十三条第一項中第八号を第九号とし、第五七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に一号を加える。

第六、職業能力開発促進法第十条の三第一項第一号の規定によりキャリアアコンサルティング(同法第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングをいう。以下この号において同じ。)の機会を確保する事業主に対しこの規定によるキャリアアコンサルティングを行ふこと及び労働者に対する必要な援助を行うこと及び労働者に対するキャリアアコンサルティングの機会の確保を行うこと。

第六十四条中「(平成二十三年法律第四十七号)を削る。

第六十六条第一項第一号中「当該求職者給付に要する費用の四分の一」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 每会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求

職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四分の一

を「(国庫が同号口の規定による負担額を負担する会計年度を除く。)」を加え、同条第三項第一号イ中「同条第五項」の下に「(同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を、「この条」の下に「及び第六十七条の二」を加え、同条第五項中「毎会計年度」の下に「(国庫が第一項第二号口の規定による負担額を負担する会計年度を除く。)」を加え、「第一項第二号」を「同項第二号」に改める。

第六十七条中「国庫は」の下に「(次に掲げる区分によつて)」を加え、「三分の一」を「一部」に改め、同条に次の各号を加える。

一 前条第一項第一号イに掲げる場合 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一

二 前条第一項第一号ロに掲げる場合 広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三十分の一

三 第六十七条の二 国庫は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況

を踏まえ、必要がある場合(雇用保険率が千分の十五・五(徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては千分の十五、同条第九項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては

する費用の四十分の一

第六十六条第一項第二号中「当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 前号イに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

ロ 前号ロに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三千分の一

又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 前号イに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三千分の一

ロ 前号ロに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三千分の一

千分の十四・五)以上である場合その他の政令で定める場合に限る。には、当該会計年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに前条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができる。

第七十二条第一項中「第十三条第三項」の下に「第二十条の二」を、「算定方法」の下に「第二十条の二の事業を加える。

第七十九条の二中「第二十条第一項及び第二项」の下に「第二十条の二」を加える。

附則第四条第一項、第五条第一項、第十条第一項及び第十一条の二第一項中「令和四年三月三十日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第一項中「及び第六十七条前段」を「同項第三号から第五号までに規定する費用に係る部分に限る。以下この項において同じ。」に、「これらを「同項」に改め、同条第二项を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「とあるのは」の下に「前各項(第一項第三号から第五号までを除く。)及び」を加え、同項を同条第二項とする。

附則第十四条の二第一項中「次項」の下に「並びに附則第十四条の四第一項及び第二項」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第十四条の三 令和四年度から令和六年度までの各年度においては、第六十六条第一項(同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。)の規定及び附則第十三条(同項第三号及び第四号に規定する費用に係る部分に限る。)の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

2 前項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、附則

千分の十四・五)以上である場合その他の政令で定める場合には、「前各項」の下に「第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに前条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができる。

第七十二条第一項中「第十三条第三項」の下に「第二十条の二」を、「算定方法」の下に「第二十条の二の事業を加える。

第十四条の四 国庫は、令和四年度における失業等給付及び第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用(同年度において特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十条の三第四項の規定による繰入れ又は同条第五項の規定による補足を行つた金額がある場合は、当該金額に相当する額を当該費用に加えた額)の一部に充てることで、新型コロナウイルス感染症等の影響による経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合は、第六十六条第一項第一号及び第二号並びに第六十七条並びに附則第十三条第二項(第六十七条第一項第五号に規定する費用に係る部分に限る。)及び前条第一項第六十六条第一項第三号に規定する費用に係る部分に限る。)に規定する額のほか、予算で定めることにより、その費用の一部を負担することができる。この場合においては、第六十条の二の規定は、適用しない。

2 国庫は、令和四年度における雇用安定事業(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業並びに同事業を実施する期間において実施する第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び同項第六号に掲げる事業(新型コロナウイルス感染症等の影響に対する費用のうち、当該雇用安定事業に基づき支給又は助成をする額と第十六条第一項の規定による基本手当の日額の最高額との差及

び当該支給又は助成に係る事業主が中小規模の事業者であるか否かの別を考慮して政令で定めるところにより算定した額について負担するものとする。

3 令和四年度における前条第二項の規定の適用については、同項中「及び第十四条の三第一項」とあるのは、「第十四条の三第一項並びに第十四条の四第一項及び第二項」とする。

附則第十五条中「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

(職業安定法の部改正)

第二条 職業安定法(昭和二十一年法律第百四十号)の一部を次のようて改正する。

目次中「第五条の七」を「第五条の八」に、「第三章の三 労働者供給事業(第四十四条第一項十七条)を「第三章の三 職業紹介事業(第四十四条第一項第十七条)」に、「第三章の四」を「第三章の四 労働者供給事業(第四十四条第一項第十七条)」に、「第三章の四」を「第三章の五」に、「第四十八条」を「第四十七条」に改める。

第四条第六項を次のように改める。

この法律において「募集情報等提供事業」とは、第四十三条の二第一項の規定による届出をして特定募集情報等提供事業を行う者の必要とする労働力の確保を容易に行う者に関する情報を、労働者の募集を行う者の必要とする労働力の確保を容易に行う者等に提供すること。

3 この法律において「特定募集情報等提供事業者」とは、第四十三条の二第一項の規定による届出をして特定募集情報等提供事業を行う者のいう。

第四条第九項の次に次の二項を加える。

この法律において「特定募集情報等提供事業」とは、第四十三条の二第一項の規定による届出をして特定募集情報等提供事業を行う者のいう。

第四条第六項の次に次の二項を加える。

この法律において「特定募集情報等提供事業」は、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供をいう。

第五条第四号中「特定地方公共団体」の下に「及び募集情報等提供事業を行なう場合における地方法団体を加える。

第五条の二第一項中「職業紹介事業者」の下に「募集情報等提供事業を行なう者」を加える。

「募集情報等提供事業を行なう者」を加える。

第一章中第五条の七を第五条の八とし、第五条の六を第五条の七とし、第五条の五を第五条の六とする。

第五条の四第一項中「募集受託者」の下に「特定募集情報等提供事業者」を加え、「募集に応じて」を削り、「必要な範囲内で」の下に「厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして」を加え、同条を第五条の五とし、第五条の三の次に次の二条を加える。

(求人等に関する情報の的確な表示)

雇用保険法等の一部を改正する法律案

体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、募集情報等提供事業を行

う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関する新聞・雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は領布その他厚生労働省令で定める方法(以下この条において「広告等」という。)により求人若しくは労働者の募集に関する情報又は求職者若しくは労働者にならうとする者に関する情報その他の厚生労働省令で定める方法(以下この条において「広告等」という。)により求人若しくは労働者の募集に関する情報又は求職者若しくは労働者にならうとする者に関する表示をしてはならない。

労働者の募集を行う者及び募集受託者は、この法律に基づく業務に関する広告等により労働者の募集に関する情報その他厚生労働省令で定める情報提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

(公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関する広告等により求人等に関する情報を提供するときは、厚生労働省令で定めるとところにより正確かつ

て「求人等に関する情報」という。)を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

労働者の募集を行う者及び募集受託者は、この法律に基づく業務に関する広告等により労働者の募集に関する情報その他厚生労働省令で定める情報提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

(公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関する広告等により求人等に関する情報を提供するときは、厚生労働省令で定めるとところにより正確かつ

(報酬受領の禁止)

等に関する法律第二条第六号に規定する」及び「以下この号において「暴力団員」という。」を削る。

第三十二条の十一第一項中「港湾労働法」の下に「昭和六十三年法律第四十号」を加え、同条第二項中「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」を「第五条の六第一項及び第五条の七第一項」に改める。

第三十二条の十二第二項及び第三十三条の二第一項中「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」を「第五条の六第一項及び第五条の七第一項」に改める。

第三十二条の三第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の六第一項及び第五条の七第一項」に改める。

第三十二条の四第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の五第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の六第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の七第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の八第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の九第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の十第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の十一第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の十二第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の十三第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の十四第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の十五第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の十六第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の十七第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の十八第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の十九第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の二十第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の二十一第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の二十二第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の二十三第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の二十四第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の二十五第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の二十六第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の二十七第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

第三十二条の二十八第一項及び第三十三条の二第一項を「第五条の五第一項及び第五条の六第一項」に改める。

(職業紹介事業者等の運営の適正化)

は、労働者の適切な職業の選択に資するため、その業務の運営に当たつては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(地方公共団体の行う募集情報等提供事業)

については、第五条の五第一項及び第四十三条の三中「特定募集情報等提供事業者とあるの

は、「特定募集情報等提供事業を行う地方公

共団体」とし、第四十三条の二、第四十八條、第四十八条の二及び第四十八条の三第一項の規定は、適用しない。

第四十八条中「第五条の四」を「から第五条の五までに、「第四十二条の二」を「第四十三条の二」に改め、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（事業概況報告書の提出）

第四十三条の五 特定募集情報等提供事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行う特定募集情報等提供事業の実施の状況を記載した事業概況報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（事業情報の公開）

第四十三条の六 募集情報等提供事業を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の募集に関する情報の的確な表示に関する事項、苦情の処理に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

（苦情の処理）

第四十三条の七 募集情報等提供事業を行う者は、労働者にならうとする者、労働者の募集を行う者、募集受託者、職業紹介事業者その他の厚生労働省令で定める者から申出を受けた当該事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。

募集情報等提供事業を行う者は、前項の目的を達成するために必要な体制を整備しなければならない。

（特定募集情報等提供事業者の責務）

第四十三条の八 募集情報等提供事業を行う者は、第一項の規定による届出に係る特定募集情報等提供事業の運営に當たつては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事業者団体等の責務）

第四十七条の三 職業紹介事業者又は募集情報等提供事業を行う者を直接又は間接の構成員

（以下この項において「構成員」という。）とする団体（次項において「事業者団体」という。）

は、職業紹介事業又は募集情報等提供事業の適正な運営の確保及び求職者又は労働者にならうとする者の保護が図られるよう、構成員

に対し、必要な助言、協力その他の援助を行いうよう努めなければならない。

国は、事業者団体に対し、職業紹介事業又は募集情報等提供事業の適正な運営の確保及

び求職者又は労働者にならうとする者の保護

に関し必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

（第四十八条の三第一項中「募集受託者」の下に

「、募集情報等提供事業を行う者」を加え、同条第二項中「第五条の五第三項」を「第五条の六第三項」に改める。

（第四十八条の四第一項中「募集受託者」の下に

「、募集情報等提供事業を行う者」を、「応じた

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

第四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十二条第一項第一号中「第五項」の下に「(第
十項又は第十一項の規定により読み替えて適用
する場合を含む。)」を加える。

附則第十条中「第六十六条第一項、第二項及
び第五項の規定による国庫の負担額(を)を削り、
〔附則第十三条第一項〕を〔同条第一項第三号
から第五号までの規定による国庫の負担額を除
く〕、同法第六十七条の規定による国庫の負担
額、同法附則第十三条第一項に、「育児休業給
付金」を「育児休業給付」に、「及び同条第三項」
を〔並びに同条第二項〕に改める。

附則第十条の二中「平成二十九年度から令和
三年度まで」を令和四年度から令和六年度ま
でに、「附則第十三条第一項の規定」を「育児休
業給付」に、「附則第十四条第一項の規定」を
「介護休業給付金及び育児休業給付」と、「並び
に同条第二項」とあるのは、「同法附則第十四条
の三第一項の規定による国庫の負担額並びに同
条第二項」に改める。

附則第十一条第一項中「各年度」の下に「及び
令和四年十月一日から令和五年三月三十日まで
での期間」を加え、同条に次の二項を加える。
3 令和四年四月一日から同年九月三十日までの
の期間における第十二条第四項の雇用保険率
については、同項中「千分の十五・五」とある
のは「千分の九・五」と、「千分の十七・五」と
あるのは「千分の十一・五」と、「千分の十
八・五」とあるのは「千分の十二・五」とし
て、同項の規定を適用する。

4 前項の場合において、第十二条第五項中
「千分の十一・五から千分の十九・五まで」と
あるのは「千分の七・五から千分の十三・五
まで」と、「千分の十三・五から千分の二十
まで」と、「千分の十三・五から千分の二十
まで」とあるのは「千分の七・五から千分の十
八・五から千分の十六・五まで」と、同条第
十項中「千分の十一・五から千分の十九・五
まで」とあるのは「千分の七・五から千分の十
八・五から千分の十六・五まで」とある。

第三条 第二項第一号又は第三
号に掲げる事業の事業主が当該事業について
第十五条第一項又は第十九条第一項の規定に
基づき令和四年四月一日から始まる保険年度
に係る労働保険料の額を算定する場合にあつ
ては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲
げる字句に読み替えるものとする。

(労働保険料に関する暫定措置)

一・五まで」とあるのは「千分の七・五から千
分の十五・五まで」と、「千分の十四・五から
千分の二十二・五まで」と、「千分の十一・五から
千分の十八・五から千分の十六・五まで」と、同条第
十項中「千分の十一・五から千分の十九・五
まで」とあるのは「千分の七・五から千分の十
八・五から千分の十六・五まで」とある。

第十五条第一
項第一号

その保険年度に

保険年度の中途
同じ。)

令和四年度前期の
同じ。)をいう。次条において同じ。)

令和四年度前期の
同じ。)をいう。次条において同じ。)

令和四年度前期賃金総額(令和四年四月一日から同
年九月三十日までの期間(以下この号及び第十九条
第一項第一号において「令和四年度前期」という。)に
使用する全の労働者(令和四年度後期の中途に保険関
係が成立したものについては、当該保険関係が成立
した日から令和四年度後期の末日までに使用する全
ての労働者)に係る賃金総額をいう。次条において
同じ。)の見込額(厚生労働省令で定める場合にあつ
ては、直前の保険年度に使用した全の労働者に係
る賃金総額の二分の一に相当する額(その額に千円
未満の端数があるときは、その端数は、切り捨て
る。)に当該事業についての令和四年度後期の第十
二条の規定による一般保険料に係る保険料率(第十
七条第一項、第十九条第一項第二号及び附則第五条
において「令和四年度後期一般保険料率」という。)
乗じて得た額とを合算して

第十二条の規定による一般保険料に係る保険
料率(以下「一般保険料率」という。)を乗じて
得た額とを合算して

第十二条の規定による一般保険料に係る保険
料率(以下「一般保険料率」という。)を乗じて
得た額とを合算して

令和四年度前期賃金総額の見込額及び令和四年度後
期賃金総額の見込額を合算した額

| 第十六条 | 第十五条第一 項第二号イカ らハまで | 前号 |
|--------------------------|--|--|
| 見込額 | 前条第一項又は第二項 に規定する賃金総額の | 附則第十二条第一項第一号又は第三 号に掲げる事業の事業主が当該事業について 第十五条第一項又は第十九条第一項の規定に 基づき令和四年四月一日から始まる保険年度 に係る労働保険料の額を算定する場合にあつ ては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 げる字句に読み替えるものとする。 |
| 前条第一項又は第二項 に規定する賃金総額の | 令和四年度前期賃金総額の見込額及び令和四年度後 期賃金総額の見込額を合算した額 | 附則第十二条の二の規定により読み替えられた前号 |

官報(号外)

| | | |
|---|---------------------------------|---------------------------------|
| 項第十七条第一一般保険料率 | 令和四年度前期一般保険料率若しくは令和四年度後期一般保険料率 | 附則第十一条の二の規定により読み替えられた前項 |
| 項第十七条第二前項 | 附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十一条 | 附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十一条 |
| 項第十八条前項 | 附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十五条 | 附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十五条 |
| 項第十九条第一前項 | 令和四年度前期 | 令和四年度前期 |
| 項第二号その保険年度 | 令和四年度前期 | 五条 |
| 一般保険料率を乗じて | 令和四年度前期 | 附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十一条 |
| 四年度後期に使用した全ての労働者(令和四年度後期の中途に保険関係が成立し、又は消滅したものについては、令和四年度後期において、当該保険関係が成立していた期間に使用した全ての労働者)に係る賃金総額に当該事業についての令和四年度後期一般保険料率を乗じて得た額とを合算して | 令和四年度前期 | 附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十一条 |
| 第十九条第一前号 | 附則第十一条の二の規定により読み替えられた前号 | 附則第十一条の二の規定により読み替えられた前号 |
| 項第二号いからハまで | 附則第十一条の二の規定により読み替えられた第一項の労働保険料の | 附則第十一条の二の規定により読み替えられた第一項の労働保険料の |
| 第十九条第三項 | 前号 | 前号 |
| 前二項の労働保険料の | 同条の規定により読み替えられた同項の労働保険料を | 同条の規定により読み替えられた同項の労働保険料を |
| 前二項の労働保険料を | 次の | 次の |
| 有期事業以外の事業にあつては次の 、有期事業にあつては 、保険関係が消滅した日から五十日以内に納付しなければ | 納付しなければ | 納付しなければ |
| 第一項又は第二項 | 附則第十二条の二の規定により読み替えられた第一項 | 附則第十二条の二の規定により読み替えられた第一項 |
| 第二十六条第六項 | 第五条第一項 | 第五条第一項 |
| 第十九条第六項 | 第一項又は第二項 | 第一項又は第二項 |
| 第二十六条第六項 | 第五条第一項 | 第五条第一項 |

令和四年三月三十日 参議院会議録第十一号、雇用保険法等の一部を改正する法律案

| | | |
|---|--|--|
| 附則第五条 | 第六条 | 附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十一条 |
| 又は第二号 | | |
| 一般保険料率 | 六条 | の事業が同項第一号の事業に該当するに至ったため附則第十一条の二の規定により読み替えられた第十一条 |
| 令和四年度前期一般保険料率若しくは令和四年度後期一般保険料率 | 五条第一項の規定に基づき労働保険料の額を算定する場合又は第十二条第一項第三号 | 五条第一項の規定に基づき労働保険料の額を算定する場合又は第十二条第一項第三号 |
| (特別会計に関する法律の一部改正) | | |
| 第五条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。 | | |
| 第一百一条第二項中「育児休業給付」の下に、「同法第六十七条の二に規定する失業等給付」を加える。 | | |
| 第七百二条第二項中「同条第五項」の下に「(同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。 | | |
| 第七条の二まで」に改める。 | | |
| 第七百五条中「及び第六十七条」を「から第六十 | | |
| 三条第一項及び同条第二項」に改め、同条第二項中「平成二十九年度から令和三年度まで」を「令和四年度から令和六年度まで」に改め、「に | | |
| 附則第十九条の二中「平成二十九年度から令和三年度までの各年度」を「令和四年度」に改め、「附則第十二条第一項」の下に「又は第三項」を、「同条第五項」の下に「(同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を、「附則第十二条第二項」の下に「若しくは第四項」を、「第十二条第五項」の下に「徴収法附則第十二条第二項又は第四項の規定により読み替えられた徴収法第十二条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を、「附則第十二条第二項」の下に「(第二十六条第一項)」であるのは「附則第十二条の二の規定により読み替えられた徴収法第二十六条第一項」とを加える。 | | |
| 附則第十九条の三中「令和二年度及び令和三年度」を「令和四年度」に、「附則第十四条の二 | | |
| 四条の三第二項」とする。 | | |
| 3 令和四年度における前項の規定の適用については、同項中「令和四年度から令和六年度までの各年度」とあるのは「令和四年度」と、「及び第十四条の三第一項並びに同条第二項十四条の四第一項及び第二項並びに同条第三項の規定により読み替えられた同法附則第十四条の三第二項」とあるのは「第十四条の三第一項並びに同条第二項 | | |

附則第二十条の三第一項、第二項、第四項及び第五項中「及び令和三年度」を「から令和六年度までの各年度」に改め、同条第六項後段を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、雇用安定事業費の財源に充てるために必要がある場合には、当該残余のうち二分の一を超えない範囲内で厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を雇用安定資金に組み入れ、当該残余から当該雇用安定資金への組入金を控除した額を同勘定の積立金に組み入れるものとすることができる。

附則第二十条の三第七項を次のように改める。

7 前項の規定による組入れが行われる年度における百三十条第三項の規定の適用については、同項中「必要な金額」とあるのは、「必要な金額を、及び附則第二十条の三第六項の規定による積立金への組入金」とする。

8 第四項の規定により繰り入れた金額又は第五項の規定により補足した金額がある場合であつて、第六項の規定による積立金への組入金の総額が、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額に相当する金額に達していないときは、同項の規定にかかるわらず、同項本文の規定により積立金に組み入れなければならないものとされる金額の総額から、雇用勘定の財政状況並びに雇用安定事業及び能力開発事業の実施の状況を勘案して厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める金額を控除することができる。

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和二年法律第五十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第一項中「第三項の」を「第四項の」に改め、同項第一号中「日が」の下に「その居住する地域における緊急事態措置実施期間〔を加え、」がされ、「ついて」を「ついての」に、「第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言(次号において「緊急事態宣言」という。)がされた日以前を第三十二条第一項第一項初日の前日〕に改め、同項第二号中「緊急事態宣言がされた日後新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第五項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(次号において「緊急事態解除宣言」という。)がされた日以前を第三十二条第一項に規定する緊急事態措置実施期間中〔に改め、「場合」の下に「前号に該当する場合を除く。」を加え、「同号において同じ。」又は「次号において同じ。」又は「に改め、同項第三号中「緊急事態解除宣言がされた日」を「その居住する地域における緊急事態措置実施期間に改め、「場合」の下に「前二号に該当する場合を除く。」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に

附則

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 第一条中雇用保険法第十五条第三項ただし書の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十四条、第七十条第一項及び第七十九条の二の改正規定並びに附則第三条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第三項の改正規定並びに附則第十二条及び第二十三条の規定 令和四年七月一日

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(第四十八条)を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定を除く。)

第二条 第一条の規定(前条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の雇用保険法第二十条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(附則第十二条において「第二号施行日」という。)以後に偽りの届出、報告又は証明をした者について適用し、第三号施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした者については、なお従前の例による。(支給の期間の特例に関する経過措置)

第三条 第一条の規定(附則第一号第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の雇用保険法第二十条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(附則第十二条において「第二号施行日」という。)以後に同法第二十条の二に規定する者に該当するに至った者について適用する。(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第四条 第一条の規定(附則第一号第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の雇用保険法第六十六条から第六十七条の二まで及び附則第十三条の規定は、令和四年度以後の年一度に係る国庫の負担額について適用する。(特定募集情報等提供事業に関する経過措置)

第五条 附則第一号第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の職業安定法(以下この条及び次条において「新職業安定法」という。)第四条第七項に規定する特定募集情報等提供の事業を行っている者(地方公共団体を除く。以下この条において「施行時特定募集情報等提供事業者」という。)は、第三号施行日から算して三月を経過する日(当該施行時特定募集情報等提供事業者が同日以前に次項の規定による届出を

したときは、当該届出をした日)までの間は、新職業安定法第四十三条の二第一項の規定にかかるわらず、引き続き当該事業を行うことができ。この場合において、当該施行時特定募集情報等提供事業者を新職業安定法第四条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者とみなして、新職業安定法第五条の五、第四十三条の三から第四十三条の五まで、第五十一条、第六十四条(第九号に係る部分に限る)、第六十六条(第十号に係る部分に限る)及び第六十七条(新職業安定法第六十四条第九号、第六十五条第六号一号に係る部分に限る)及び第六十六条(第十号に係る部分に限る)の規定を適用する。

2 施行時特定募集情報等提供事業者は、第三号施行日から起算して三月を経過する日後も引き続き特定募集情報等提供事業を行おうとするときは、同日までに新職業安定法第四十三条の二第一項の規定の例により厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつた場合は、新職業安定法第四十三条の二第一項の規定による届出があつたものとみなす。
(報酬受領の禁止に関する経過措置)

第六条 新職業安定法第四十三条の三の規定は、第三号施行日以後に支払の確定した報酬について適用し、第三号施行日前に支払の確定した報酬については、なお前前の例による。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第五条の規定による改正後の特別会計に関する法律(附則第九条第一項及び第三項において「新特別会計法」という。)の規定は、令和四年度の予算から適用し、令和三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

(特例延長給付に関する経過措置)

第八条 第六条の規定による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特別例等に關する法律(次項において「新雇用保険臨時特別法」という。)第三条の規定にて「新雇用保険臨時特別法」の規定は、雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日がこの法律の施行の日以後である者について適用する。

2 この法律の施行の日前の新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言による同項第一号に掲げる期間に係る新雇用保険臨時特別法第三条の規定の適用については、同条第三項中「その居住する地域における緊急事態措置実施期間の末日(当該緊急事態措置実施期間が複数あるときは、その末日が直近のものとする。)」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)」の施行の日前の直近の新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る緊急事態が終了した日」とする。

第九条 政府は、令和六年度までを目途に、雇用保険法の規定による育児休業給付(次項において「育児休業給付」という。)及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十条 政府は、新特別会計法附則第二十条の三第一項の規定により繰り入れられた場合又は同条第二項の規定により繰り入れられた場合には、労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付資金の額及び育児休業給付に係る收支の状況等を踏まえ、同条第三項の規定による組入れの在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十二条 前条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国家公務員退職手当法第十条第三項の規定は、第二号施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これらに準ずるものとして同項の内閣官房令で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正)

第十三条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条 青少年の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条 第四条第二項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に、「同条第九項を「同条第十項」に、「労働者の募集に関する情報を提供すること」を「同法第四条第六項に規定する募集情報等提供」に改める。

第十六条 第十三条第一項中「学校卒業見込者等で」を「学校(小学校及び幼稚園を除く。)その他厚生労働省令で定める施設の学生又は生徒であつて卒業することが見込まれる者その他厚生労働省令で定める者(以下この条及び次条において「学校卒業見込者等」という。)で」に、「次条」を「同条」に改める。

第十七条 第十四条第一項中「学校卒業見込者等求人」を「学校卒業見込者等であることを条件とした求人(次項において「学校卒業見込者等求人」といふ。)に改める。

第十八条 第十五条中「第五条の四」を「第五条の四」に改める。

四第一項及び第二項、第五条の五に、「第四十一条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

第三十三条中「第四条第八項」を「第四条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、「第四十四条第二項」との下に、「同法第四条第六項に規定する募集情報等提供」とあるのは「労働者の募集に関する情報を提供すること」とを加え、「第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十五条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第十六条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次の

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十七条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次の

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第十八条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次の

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第十九条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次の

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条に改め、同条第五項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条に改め、同法第四条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、「從事する者」との下に

「同項」とあるのは「次項」とを加える。

(地域再生法の一部改正)

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改める。

(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

第二十一条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、「從事する者」との下に

「同項」とあるのは「次項」とを加える。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、「從事する者」との下に

「同項」とあるのは「次項」とを加える。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、「從事する者」との下に

「同項」とあるのは「次項」とを加える。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、「從事する者」との下に

「同項」とあるのは「次項」とを加える。

一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、同条第六項中「第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、「從事する者」との下に

「同項」とあるのは「次項」とを加える。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、「從事する者」との下に

「同項」とあるのは「次項」とを加える。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、「從事する者」との下に

「同項」とあるのは「次項」とを加える。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、「從事する者」との下に

「同項」とあるのは「次項」とを加える。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、同条第六項中「第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、「從事する者」との下に

「同項」とあるのは「次項」とを加える。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、「從事する者」との下に

「同項」とあるのは「次項」とを加える。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、「從事する者」との下に

「同項」とあるのは「次項」とを加える。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条の二」に改め、「從事する者」との下に

「同項」とあるのは「次項」とを加える。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

在日ウクライナ大使館が募集した義勇兵と刑法第九十三条に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和四年三月十五日

参議院議長 山東 昭子殿 浜田 聰

在日ウクライナ大使館が募集した義勇兵と刑法第九十三条に関する質問主意書
在日ウクライナ大使館は、先日、日本国内においてロシア侵略に対する義勇兵を募集したが、この義勇兵に応募することが刑法第九十三条に触れるかどうかが話題となつた。しかし、刑法第九十三条は送検事例がある程度で、正式裁判になつたことがなく、学説でも議論が分かれるところである。そこで、この機に政府の見解を伺いたく、以下質問する。

一 刑法第九十三条の「私的に戦闘行為をする目的」の解釈について

1 「私的に」とは、日本政府の国権の発動・命令によらずに、という意味か。それとも、外国政府の国権の発動・命令があれば「私的に」という要件から外れるか。もし、外国政府の準備行為まで「私的に」という要件に該当するとなると、外国人が、自身の国の国権の発動・命令による戦闘行為をする目的の準備行為を日本政府が取り締まることとなるから、外交上問題となつたり、外国人の兵役逃れに悪用されたりしないか。政府の見解如何。

2 前記一の1に関し、「私的に」という要件が日本政府の国権の発動・命令によらないものに限定される場合、在日ウクライナ大使館による義勇兵募集は間違いなく本罪の構成要件を満たすが、そのことをもつて、在日ウクライナ大使館及びウクライナ政府に制裁を加えかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での

ることは、ウクライナが置かれた状況を斟酌すればあまり無慈悲というべきである。駐日ウクライナ大使には、外交関係に関するウイーン条約第三十一条第一項の刑事裁判権の免除が及ぶか。

二 「戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者」とは、組織的である必要があるか。

それとも、一人であつても、「戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀」をすれば足りるか。

三 大日本帝国政府は、過去、私戦行為そのもの

を罰しないこととした。その理由として「然るに外国に対し私に戦端を開く」という事実は想像に浮んで来ないのでござります。皆外国へ行って向こうの土地で戦争をするということでありますれば、むしろ向こうの国の犯罪になりはしないかという考え方を持ったのであります。日本内地に居つてこの行為を為すことはほとんど出来得る場合が無いものではあるまいかという考え方でございます。そこで原案では日本内地においてなされただけの行為を禁じた方が穩當であろう、しかのみならずこれは外患罪という性質ではあるまい、むしろ交信を破る性質の犯罪であらうというのでここに規定した次第であります」との旨を当時の政府委員が答弁しているが(第十六回帝国議会貴族院刑法改正案特別委員会議事速記録第九号百三十二頁)刑法第九十三条に「「外國に對して私的に戦闘行為をすること」そのものは、現行の日本国内法においても何ら罰されないという認識でよいのか。そうだとすると、日本において刑法第九十三条に触れる行為をすることなく、ボーランド行きの航空券を買って、ボーランドにおいて戦闘準備をし、ボーランド経由でウクライナに入国して、ウクライナの義勇兵に参加する行為を取り締まる法律は、現行の日本国内法上存在しないと考えるが、政府の見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成に

答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理 参議院議長 山東 昭子殿 浜田 聰

参議院議員浜田聰君提出在日ウクライナ大使館が募集した義勇兵と刑法第九十三条に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和四年三月十七日

参議院議長 山東 昭子殿 羽田 次郎

一の1について

刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十三条の「私的に」とは、国家意思と関わりなく勝手に行なうことをいうと解されているが、いずれにしても、具体的な事例における犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であるため、お尋ねに一概にお答えすることは困難である。

一の2について

外交関係に関するウイーン条約(昭和三十九年条約第十四号)においては、外交官等に対しては、派遣国が接受国との刑事裁判権からの免除を明示的に放棄する場合等を除き、接受国が刑事裁判権を行使することはできないものとされています」との旨を当時の政府委員が答弁している。

ロシアのウクライナ侵略は明白な国際法違反であり、一刻も早く戦争を終結させ、犠牲者を出さないよう最善を尽くすことは国際社会の一員としての我が國の責務でもある。刻々と状況が変化する中で、国際社会、そして日本政府にとっても対応は非常に困難なものであると推察する。

○

ロシアのウクライナ侵略は明白な国際法違反であり、一刻も早く戦争を終結させ、犠牲者を出さないよう最善を尽くすことは国際社会の一員としての我が國の責務でもある。刻々と状況が変化する中で、国際社会、そして日本政府にとっても対応は非常に困難なものであると推察する。

その上で、これまでの日本政府の対応、特にウ

クライナ及びウクライナ人への人道支援が最大限の効果を持つにはどうすればいいのか、日本への影響はどうかという視点から、以下質問する。

一 ウクライナ人及びロシア人の難民申請と在留期間の延長について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、刑法第九十三条の「予備」とは、私的に戦闘行為をするための準備行為をいい、同条の「陰謀」とは、私的に戦闘行為をするために二人以上の者が謀議・画策を行うことをいうと解されてい

三について

具体的な事例における犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であるため、お尋ねに一概にお

答えすることは困難である。

- の見解を示されたい。
- 2 プーチン大統領のウクライナ侵略に反対し、命の危険を感じているロシア人から難民申請や在留期間の延長があつた場合はどのように対応するか、政府の見解を示されたい。
- 3 前記1に関し、政治的迫害を受けて難民申請をしている、ウクライナ人及びロシア人以外の難民申請者との整合性についてどのように考えるのか、政府の見解を示されたい。
- 二 日本へ避難を希望するウクライナ人等への対応について
- 1 日本へ避難を希望するウクライナ人に対し、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、ハンガリーなどの在外公館で九十日間の短期査証を提供するとのことである。しかし、短期査証では働くことができず、来日してから生計を維持することが困難と考えられる。したがって、その後は就労可能な六か月から十二か月の特定活動の在留資格を含め、在留期間の延長を柔軟に認めるよう検討していると承知している。日本へ避難を希望するウクライナ人の家族がロシア人など他の国籍である場合は、短期査証や在留資格について、どのように考えているのか、政府の見解を示されたい。
- 2 ウクライナ人の日本を経由した第三国への定住事業について、どのように考えているのか、政府の見解を示されたい。
- 3 在日ウクライナ人がウクライナにいる家族や知人を呼び寄せる場合や日本へ避難を希望するウクライナ人が有効なパスポートを持っていない場合、どのような対応を考えているか、政府の見解を示されたい。また、迅速な対応を可能にする代替措置を政府は検討しているのか明らかにされたい。
- 右質問する。

| 参議院議長 山東 昭子 殿 | 内閣総理大臣 岸田 文雄 | 令和四年三月二十九日 |
|---|--------------|------------|
| 参議院議員羽田次郎君提出ロシアのウクライナ侵略を踏まえた日本政府によるウクライナ及びウクライナへの人道支援に関する質問に対する質答弁書を送付する。 | | |
| 参議院議員羽田次郎君提出ロシアのウクライナ及びウクライナへの人道支援に関する質問に対する質答弁書 | | |
| 一の1及び3について | | |

| | | |
|---|---|---------|
| お尋ねの「難民申請者の法的地位」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国においては、難民の地位に関する条約（昭和五十六年条約第二十一号。以下「難民条約」という。）第一條の規定又は難民の地位に関する議定書（昭和五十七年条約第一号。以下「難民議定書」という。）第一條の規定により難民条約の適用を受ける者を、その国籍にかかわらず、難民認定申請（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の二第一項の規定による難民の認定の申請をいう。以下同じ。）の内容により個別に審査し、適切に難民と認定しており、また、難民と認定しなかつた者であつても、人道上の配慮が必要と認められる者に対しては、本邦において適法に在留することができるようにするため、入管法に定めるいづれかの在留資格を認めるとしている。 | 本邦へ避難を希望するウクライナ人の家族について、上陸の申請があつたときは、その国籍にかかわらず、日本国領事官等の発給した査証の内容に応じるなどして、「短期滞在」等の在留資格を決定することとしており、また、本邦に入国後、ウクライナにおける情勢が改善されないと認められる間に、在留資格の変更等の申請があつたときは、その国籍にかかわらず、その希望等に応じ、就労可能な特定活動等の在留資格への変更等を認めることとしている。 | 二の1について |
| 二の2について | | |

| | | |
|--|--|---------|
| お尋ねの「ウクライナ人の日本を経由した第三国への定住事業」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本邦に避難したウクライナ人にに対する支援の在り方については、ウクライナにおける情勢や個々の置かれた状況等にも配慮しながら、人道的な観点から政府全体として対応を進めているところである。 | 日本に經濟制裁によつて影響を受けるロシアによるウクライナ侵略に対し、日本政府は、ロシアの暴挙には高い代償が伴うことを示していくとの考え方で、強い經濟制裁に踏み込んでいます。しかし、經濟制裁は、子ども、高齢者、病人、低所得者、失業者など、社会的な弱者により大きなダメージを与える。通貨ルーブルの相場も大暴落しており、ロシア国内でも社会的弱者に大きな苦しみを強いているのは明白である。 | 二の3について |
| 二の3について | | |

日本の經濟制裁によつて影響を受けるロシアの人権に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年三月十七日

参議院議長 山東 昭子 殿 羽田 次郎

日本に經濟制裁によつて影響を受けるロシアの人権に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年三月十七日

参議院議長 山東 昭子 殿 羽田 次郎

日本に經濟制裁によつて影響を受けるロシアの人権に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年三月十七日

参議院議長 山東 昭子 殿 羽田 次郎

をはじめとする国際社会と連携して適切に対応する」との旨答弁している。林大臣の答弁は、戦争を止めるという大きな目的を達成するため、ロシア人の生活、とりわけロシア国内におけるもつとも弱い立場の人々に影響が及ぶことに配慮をする余地はなく、それらの方々の人権侵害については関知しない、という姿勢であると受け取らざるを得ないが、政府の認識を改めて確認したい。また、戦争こそ最大の人権侵害であり、「人間の安全保障」を日本外交の柱に据える方針は、戦争を止める目的の前には棚上げするという解釈でよいか、政府の見解を示されたい。

二 同日の同委員会において、私が、「在日ウクライナ人やロシア人の話を聞いたところ、SNSではロシア人にに対する差別的な言葉が増え、大きな不安を感じている。その一方で、在留ロシア人のSNSのサイトの一部には、日本に対する反感や、過激な言葉も散見される。もちろん、ウクライナ侵攻に反対しているロシア人も多いが、独裁的な指導者に反対しているロシア人も怖と、ロシアを敵視する国際世論に反発しているロシア国民の声もあり、不用意に声があげられない」と聞いている。さらに、ロシア国内では言論弾圧やメディア規制が始まってしまっており、既に罰則付きの法制化もされている。また、早期にロシア軍による攻撃を終結させるには、ロシア国民が声を上げることも重要であり、善良なロシア国民に対しては「あなた方が敵なわけではない」というメッセージを送り、ロシア国民がロシア政府に反対の意思を示すことを、国際社会として支持する姿勢を示すことも必要だと考える。従つて、日本政府として、特に日本国内に在留するロシア人に対する発信や取組はあるか。との旨質したところ、外務省欧州局長から、「委員の指摘も踏まえ、日本国内のロシア人向けに何らかの発信をすることを検討した

い。ロシア人一般に対するヘイトスピーチがSNSなどで拡散していることは憂慮しており、日本国民に對しても日本に居住する一般のロシア人に、ロシア人である理由だけで排斥することは控え、冷静に対応するように呼びかけたい」との旨答弁があつた。

答弁を踏まえて、日本国内のロシア人にはどのような手段で、どのように発信し、どのような反応があつたのか、具体的に明らかにされたい。また、日本国民に對しては、どのような手段で、どのような呼びかけを行つたのか、具体的に明らかにされたい。

右質問する。

令和四年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議員羽田次郎君提出日本の経済制裁によつて影響を受けるロシア人の人権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員羽田次郎君提出日本の経済制裁によつて影響を受けるロシア人の人権に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「林大臣の答弁は、戦争を止めるという大きな目的を達成するため、ロシア人の生活、とりわけロシア国内におけるもつとも弱い立場の人々に影響が及ぶことに配慮をする余地はなく、それらの方々の人権侵害については関知しない、という姿勢であると受け取らざるを得ない」及び「戦争こそ最大の人権侵害であり、「人間の安全保障」を日本外交の柱に据える方針は、戦争を止める目的の前には棚上げする」とお答えすることは困難であるが、いずれに

お尋ねの「日本国内のロシア人」に対する「発信」及び「日本国民」に対する「呼びかけ」については、検討中であるが、引き続き、状況を見極めつつ、適切に対応していく考え方である。会において、林外務大臣が「今回のロシアによるウクライナ侵略、これは、・・・力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序を揺るがす行為であります。やはり、この秩序の根幹を守り抜くためには、国際社会は結束して毅然と行動しなければならないと考えております。今回の事態を受けて、我が國国民だけではなくてロシア国民にも様々な影響が及ぶということは避けられないと考えますけれども、先ほど申し上げましたこの大きな目的のために、引き続き、今後の状況を踏まえつつ、G7を始めとする国際社会と連携して適切に取り組んでまいりたいと考えております。」と答弁したとおりである。

二について
お尋ねの「日本国内のロシア人」に対する「発信」及び「日本国民」に対する「呼びかけ」については、検討中であるが、引き続き、状況を見極めつつ、適切に対応していく考え方である。

官 報 (号 外)

令和四年三月三十日 参議院会議録第十一号

第明治二十五年三月三十一日可認物便郵種三十五年

| | |
|-----|----------------------------|
| 発行所 | 二東京一〇五番五号虎ノ門二五丁目 |
| 電話 | 03(3587)4294 |
| 定価 | 一本一円 (本体 二四二円) 二二二〇円 |